

## 第六章 開 発

### 第一節 鉾山開発

#### 一、軽井沢鉾山

軽井沢鉾山は町役場から南東に八・八キロメートルにあり、西勝峠（鉾山峠）の東面傾斜地の一大谷間にひろがり、標高四二〇メートルの地が事務所となっている。この鉾山は発見してから最終閉山までおよそ三三七年間で、そのうち採鉾したのはおよそ一九五五年間のように、この間に会津領藩主の経済を担ってきたのである。しかも一時は、わが国有数の大鉾山となった記録もある。

この鉾山の発見についてはいろいろな説がある。『新編会津風土記』には、鉾山のことを、

「本村より十二町申まきの方にあり、家数五軒、東西三十間、東北一町十間山間に住す。元和元年（一六一六）本村の農民善吉と云者始めて坑を穿ふち、銀を掘採る。年を経て出ること弥々多し、諸国より人も多く集まり、小屋千軒かけわたし、毎月四十貫ずつ出でしといふ。寛文の頃まで小屋数猶七十軒あり、今は僅かの小屋存す

のみなり、昔、繁栄の時は、本村及逆瀬川等は駅所にて往来も多かりしとぞ。今八町四方の地を此に属し免除地とす。又昔は寺院もありしとて、其遺跡処々に残れり」とある。また鉾山碑には、

「軽井沢に鉾山あり、天正中越中人半左衛門軽井沢の人治右衛門等の創見する所にして、慶長（一五九六～一六一五）中加藤嘉明の会津を鎮むる所なり……云云」

とあって、大きな差はないが、異なった記録になっている。しかし明治二十六年奈佐忠行氏の『会津図幅地質説明書』を編むとき、種々の文献で吟味した結果は、永禄元年（一五五八）村民松本左文治の発見であるという。いままで考えていた年数より四十年は古いことになる。いずれにしてもいままで四一七年前に発見されたことになる。

この鉾山の地下資源調査はどんなものであったろうか。地質調査書の中から記しておく。

「軽井沢鉾山は、永禄元年の発見に係り、同二年開坑し、天正三年ころ繁昌を極めたとある。地質は第三紀凝灰岩にして、無数の細脈縦横に走り夾雑している。鉾脈の走向は一定ならざれども全脈弓状をなし、北部中切坑、山城坑付近に於ては、北東又東北東なるも、次第に方向を転じ、梵天岩より折れて北西となる。其傾斜は南東若くは北東にして、大抵四十度乃至七十度の角をなす。其の採鉾に堪うる大なるものは弓状をなし、鉾幅固より確定し難

きも、織枝脈の断続貧富に常規なく、薄きは極めて細微なるも、厚きものは五十尺に達するものもあり、鉞石は輝銀鉞である」と記してある。また『日本鉞業会誌』には、

「鉞床は第三紀凝灰岩が石英粗面岩に貫かれ、珪化或は粘土化した部分を不規則網状に貫く黒鉞式鉞床で、全体として東に開いた新月形の輪廓を以て東に傾斜し、南北二〇メートル、東西最大三十メートルに達する。鉞石は主として、黄鉄鉞・方鉛鉞・閃亜鉛鉞から成り、石英・重晶石・方解石等と共に銀を伴う」

とみえている。この山の含銀率は百分の二・五が最良であると記されている。

この鉞山採掘は盛衰があり、左の四期と考えられる。

#### 第一期採鉞

永禄元年発見、翌年開坑して製採銀をはじめ、非常に有望なためますます拡張して、天正三年頃は大いに栄えて産出も増大し、蒲生氏郷が会津入部後には、毎月製銀九〇〇斤を上納し、更に寛永四年加藤嘉明が会津領主となってからは、毎月製銀三十〜四十貫の生産高を示した。この期間に銀山そして塩野周辺に密集して、鉞山地らしい風景を現出した。このころの詳しい記録はみあてることができなかった。この盛況も寛永十九年の飢饉で操業を続けることが不能となり閉山したので、鉞山住宅は次々と淋しくなり、休山間もなく凡そ二五〇戸ほどは、当時の坂下・塔寺等へ移住し、各々生活の道を開いた。現在会津坂下町吉川醬油屋（吉川スイ）も軽井沢在住

時代に信仰していた「釜入観音軸」が現存している。このときの移住者は次第に忘れられて、現在は十数戸を知る程度である。ただ稼働鉞夫八〇〇名位になるのは、このときと第四期の明治中期の二回であった。閉山を指示されてもまだ採掘は命脈を保っていたらしくその製銀の数量などもさだかでなかった。

翌寛永二十年には、出羽最上から保科正之公が会津藩主として入部された。銀山の閉山後の混乱もおさまらなかつた。寛永二十一年藩臣遠山伊右衛門・坂清左衛門・佐川勘兵衛等は、軽井沢銀山が藩の収入経済に甚大であることに着目し、新鉞脈発見奨励と採掘、生産の保護、運上役の嚴重取立、家臣団扶養に差支なくし、年貢収入や鉞山運上、町役銀や冥加銀、運上銀の対象として、惣金山奉行坂清左衛門を命じ、左のような「軽井沢銀山定書」を公示した。

この銀山街道整備と駅の立置たて置きのため、下荒井村は三々五々の散村であったのを、あつめて街村集落としたと伝えている。この形態は越後街道の気多宮の宿場風とともに往時を偲ぶことができる。

#### 軽井沢銀山定書

一、当所にて切山望み候者、これあるにおいては、その断り申し出でつかまつり候て、御家（保科家）につき候わば、さっそく注進、普請いたすべく候あいだ、入用骨折り分のつもり、切とらせ、その上、切り分け山になりとも、運上山になりとも、申しつくべく候、たとえ、御家につき候とも、普請造作、よろず

入用を積り、山主得分これなき己前は、普請山たるべし。もし隠し掘りつかまつり候わば、曲事に申しつくべし。

一、古、間歩つかまつり候者も同前たるべし。

一、累年持来り候間歩にても、十五年にても捨て置きたさず、

普請つかまつり候わば、望み次第に遣わさるべし。

一、米・鉛・炭、惣じて何にても、法度の物隠し入れ候わば、告

げ来るべし。たとえ同類といえどもその科を免じ褒美遣わさるべし。

一、何にても運上に申し来り候ものども、せり相手と内証いたし

候わば、何年過ぎ聞き届候とも、曲事に申しつくべく候。

寛永二十一年十月十八日

となっている。

今までは、石ヶ森金山も採金されていたが、領主は山師にその採掘権を与える代りに、一定の運上金（営業税）を納めさせ、その上鉱山労働者の生活物資のすべての販売を独占して高価に売却し、更に分一銀（出入商品価の十分の一税）そのうえ傾城（遊女）役、その他の冥加金（営業税）を取立てて、莫大な利益を得ていたのである。

鉱山から少し離れた湯八木沢集落の村北の静寂な沢に、いまでも傾城沢という地名が遺っている。このころこれも前文に出したような遊女の街であったのでは考えると、興味深いことではあるが、

記録としてその存在を示す文献は求められなかった。

元文・寛保の一七四〇年代になると、鉱山は全く衰微して僅か三戸ほど残ると記されている。

## 第二期採鉱

正保元年正之公は、軽井沢鉱山の再開発をはじめた。まだ居残った鉱夫によって製銀は続けられ、八代将軍吉宗時代の享保（一七一六〜三五）時代は最も栄え、会津藩の収入は莫大なものであった。軽井沢を高田組に編入したのも、会津藩の財政上という政策でまことに当然の政策というべきであろう。

しかし天明三〜四年（一七八三〜八四）の大飢饉にあい休山せざるを得なくなった。藩もまた働く人たちがこの凶作にはやむを得なかったことであろう。会津藩の重要財源である軽井沢鉱山の産銀通減は一大悲惨事にもつながるのである。

そこでこの衰えを回復するため、銀鉱の探査や経営持続のため、藩金五〇〇両を貸出したり、役人制の改廃を行った。その顛末を語るものに左の文献がある。

## 家世実紀

軽井沢鉱山は蒲生家之御代元和元年初而開候より以来、諸国之金掘共多勢相集、小屋も千軒立置、毎月出銀之高四拾貫目餘有之程之山ニ而年々致繁栄候処、近来ハ致衰微山師共自分稼ヲ以取続候様無之体ニ至候。此所禿候而は十分一等之役上納之筋、一円

無之事二候間、金子五百兩か又は千兩御貸之上七年経ニ上納被<sub>レ</sub>御付被<sub>レ</sub>下候は、是を以取続山を為<sub>レ</sub>稼申度由、金山奉行申出候ニ付、山々へ宜所へは御造作入候而も可<sub>レ</sub>然事ニ候得共段々衰微山之過分之費候儀如何ニ可<sub>レ</sub>有之候與加判之者共申談候上、金山奉行へ存寄相尋候処、当分五百兩被<sub>レ</sub>下候へば、大分之儀ニ候得共、其通ニ被<sub>レ</sub>御付候は、五年も拾年も只今之体ニ相続山を稼候事ニ而五百兩之金子八十分一役を以、一兩年之内ニは御藏え致<sub>レ</sub>皆納候事ニ候。若又其内ニ宜儀も候は、猶以御為ニ相成候事可<sub>レ</sub>有之、且又御救無<sub>レ</sub>之候は、犇々山中之者禿申儀ニ候処、久年彼山ニ罷在、数年御為をいたし候者共ニ候得ば、可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>飢渴仕合不便成義ニ候。式年程之間十分一を被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御用捨候と思召、五百兩被<sub>レ</sub>下候様致度事ニ候。尤望之通被<sub>レ</sub>御付候は、山師共へハ被<sub>レ</sub>下候與申儀不<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>先御貸分ニ致置山宜時分其分取立可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>上納候間十分一役納申候を被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御救被<sub>レ</sub>下度由再申出候ニ付、其段尤ニ相聞山中之者致<sub>レ</sub>困窮候得ば、役銀之納り不<sub>レ</sub>申迄ニ無<sub>レ</sub>之、代々山稼を以致<sub>レ</sub>渡世致来者余産を不<sub>レ</sub>存、其上田畑不<sub>レ</sub>持候得ば農業も成兼、彼方より此方と致<sub>レ</sub>流浪終<sub>レ</sub>ニ及<sub>レ</sub>渴命ニ候儀頭然ニ候。至其時、候而は御領内一統之事ニ候条、其通ニも難<sub>レ</sub>捨置<sub>レ</sub>事ニ候然者此度相救取続候様相成候は、夫丈ヶ益有<sub>レ</sub>之儀勿論、山之儀ニ候得ば郷村等え之例ニは不相成、又外之金山迎も軽井沢之儀ニ致<sub>レ</sub>衰微候所無<sub>レ</sub>之。先封之御領主より久々有来候山不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>頼頭候様相救可<sub>レ</sub>然旨致<sub>レ</sub>言上候得ば、其段被<sub>レ</sub>聞召<sub>レ</sub>大分之儀ニ候得ば

年久敷山之儀且又此御度之御救ニ而只今程ニも可<sub>レ</sub>相続義ニ候は、五百兩可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下旨被<sub>レ</sub>仰出候処、山中別而衰微とも五百兩之金子被<sub>レ</sub>下候與申候は、其餘之金山迎も宜敷無<sub>レ</sub>之様ニ相聞候間、追々承及候而可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>出訴候。左候時は無<sub>レ</sub>貧着<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>差置<sub>レ</sub>其上一統百姓共之御救方之障ニ可<sub>レ</sub>相成義ニ候間、金山奉行内存之通ニ御貸分ニ申聞セ、後々上納差支候は、至其時御用捨之義は如何様ニも申付方可<sub>レ</sub>有之、尚又宜様可<sub>レ</sub>相計旨在江戸加判之者より申越候ニ付、今は於<sub>レ</sub>会津金山奉行召呼御下知之趣旨可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>申聞、山師共えは被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御貸候趣ニ申<sub>レ</sub>渡之。

とあり、保科正之公入部のころ、既に経営の上では非常に困難な状態であった。藩財政を支えたこの銀山採銀を続けようとしたあせりの様子がわかる。しかし、とうとう役人制改廃しても閉山に至るはなかつたのである。

『家世実紀』元禄十二年（一六九九）四月には、軽井沢銀山の役人の改廃を行ったことを記録している。

古米軽井沢銀山繁昌之節は、金山奉行下役八人有<sub>レ</sub>之、其内松本半兵衛、後藤孫七郎米金銀請払並諸訴等取次相勤、又は岩田権□□は諸山の請払訴取次同心差引も兼務候事ニ有<sub>レ</sub>之、其後平山ニ被<sub>レ</sub>仰付候以来下役人不<sub>レ</sub>残被<sub>レ</sub>相止<sub>レ</sub>任役之者無<sub>レ</sub>之、御用滞後ニ付、下役人之代ニ物書式人小頭菅人被<sub>レ</sub>仰付候様ニと被<sub>レ</sub>仰付候。然

共彼是不埒ニ候故、追而は同心之内老人假物書ニ仕、老人は同心中ケ間廻り之月番ニ而、小頭代假役為勤候処、御用之筋自然と讓合候様ニ罷成、不念之儀ニ而御扶持被召放ニ追放等ニも相成候。任者之者有之候はゞ、加様之儀有之の間敷哉と兼々存候事ニ候。全体金山は、自他国之者集、過半は人柄不<sub>レ</sub>宜者有之、無益之儀をも訴候下役人頭取有之候得は、急度咎<sub>レ</sub>之、其上可<sub>レ</sub>相立訴は取上候はゞ、御用之妨にも有之の間敷、同心之儀ニ候得ば、不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>何儀早速取次候故、其中ニは無十方願と召存直ニ呼出承品ニ寄、願人非分儀申候節、挨拶ニも当惑仕儀有之候処、同心十六人高之内六人は内同心拾人之諸金山致見分ニ仕候間、此内より兩人物書役被仰付、小頭勤をも兼候様被成下<sub>レ</sub>度由、金山奉行申出候ニ付、新ニ被召出<sub>レ</sub>候共違候事故、加判之者共致<sub>レ</sub>僉議<sub>レ</sub>訴之通及<sub>レ</sub>言上<sub>レ</sub>御預ケ同心之内式人物書ニ被<sub>レ</sub>召拔、小頭役ともニ兼勤候様被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>之。

とある。また、銀山米の調達廻米も、農民の労役にたよったが、農繁期の春と秋はその徴発をしないように、細心の政治に心がけたことも文献にみえている。

### 第三期採鉱

凶作の痛手は相当重かった。次第に物資の生産が高まった休山八年後の寛政二年（一七九〇）に、会津藩は軽井沢銀山の採鉱をまた行った。しかし第二期のようではなかった。こうして天保四年（一八三三）まで経営したが、特に記すことも見あたらない。ただ明治

二年になると、当時出銅盛んだった伊達郡の半田銀山役人安藤昭政が会津領内の鉾山調査を命ぜられ、工務省に『諸加弥山見聞調』として提出している。

一、軽井沢銀山 山師帯刀者 高地熊蔵

1. 一ヶ年分出方吹目八貫目位

2. 御城下南西行程五里余、軽井沢村分御先封より引続旧山に有之、往昔大盛之時分、石ヶ森金山、岩尾金山同様重き御取扱被<sub>レ</sub>仰付、八町四方之地所御渡被<sub>レ</sub>下置多分御運上相納夫が為若松より同所まで駅所御立被<sub>レ</sub>下置にて御制札等も相残居、何程之出方迄申訳不相分程の無数之出方の山に相見敷口数不知、大銀之山上、若松より相見候之処一円掘取候故、右山之高さ五丈余窪み候と申伝に相成程の旧山にて、山相地氣相備稀成山に御座候由、山師之精鍊に預り何程の大作も可<sub>レ</sub>出来<sub>レ</sub>大山に御座候。

とある。また坑夫食米場圃一五〇俵とあり、この文をみると蒲生氏以来の直山稼行のことがはっきりしていたのである。

明治七年試掘を行うべく許可を願出している。それによると、

区域は軽井沢村御屋敷山 一、五〇〇坪

試掘日数 四五九日

坑人稼行 一、九五九人

借区税 二四五〇銭

開 坑 明治七年四月

営業者 森田晋三

坑 品 一〇、八六五貫

残 高 一貫四六五匁目

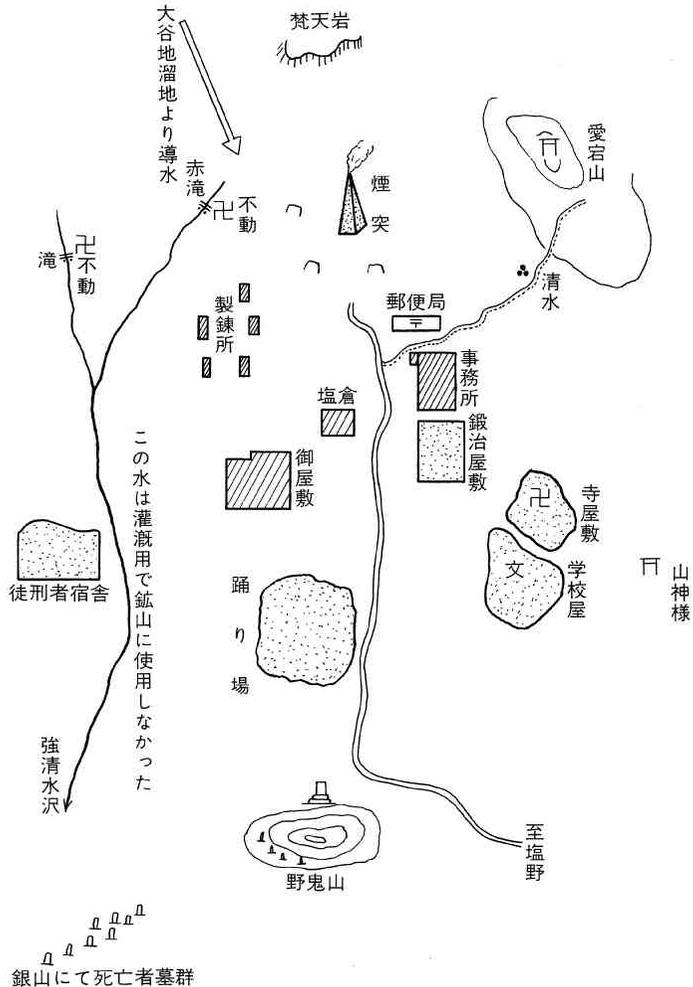
代 価 二一〇円五五銭

となっている。休山したとはいえ、鉱脈としてはまだ有望な豊鉱と認められていた。

第四期採鉱

天保第三期休山から四十六年後の明治十二年（一八七九）に、大島高任・古河市兵衛等によって採鉱をはじめた。藩支配時代ではなく、自由な経営なので、このときも銀山千戸の繁栄を迎えた。この時のことはまだ語り伝えられている。

事務所は現在の古生一郎氏の住宅がそれであり、その北に「鍛冶屋敷」「塩倉」があり、寺や学校もあった。今でも寺屋敷という。梵天山は銀山峠より高かったが、採掘によって凡そ五丈も低下し、南方傾斜には選鉱場があり、その左方の強清水には徒刑囚人の飯場があり、そこから鉱内外の作業に従事していた。事務所の南隣には郵便局も設けられ、銀山入口には鉄門をつくり厳重に出入の人々をチェックする守衛がいた。



銀山見取図(伝承による再現)

このときの製銀法は、搗鉱陶汰の上、薪の火力製錬方式のため、多くの燃料が必要であった。銀山・大峯・田代の久保田周辺の雑木は勿論、松樹なども多量に伐採されてしまった。今だにその回復はできていない。樹木燃料で不足だったため、小柳津の八木沢からは亜炭採掘をして馬で輸送している。軽井沢の北東の三炭坑からも亜炭を運んだことは集落誌にもかいた。このため銀山道は改良を加え

られた。このとき赤煉瓦の大煙突が聳えた。現在の高さは二三メートルで、底辺は四・一〇メートル四方である。

月が出た出た鉾山峠

煙りでよごれて化粧なおし

という歌や、

月が出たよだ鉾山峠

さぞや馬子さんあかりかる

の盆歌は、薪を運ぶ馬子を思う妻の愛情、そして煙突の高さに驚いた庶民のいつわりない心であろう。踊場の盆踊の盛大さもまた偲ばれる。

鉾山燃料の必要量は莫大であったので、鉾山への運搬は容易な労働力ではない。これを電力鉄索にするための発電所建設が計画された。第一案は中ノ川村胄中に建設しようとした。しかしこの案は実行しなかった。これが明治二十九年のときである。おそらくは、鉾山からの距離遠隔・機械運搬の困難、当時は遠距離送電による電力ロスの問題になったものと思われる。そのため第二案として湯八木村上新田の東川の水を利用した発電所を建設して、軽井沢まで送電し、運搬の外に製煉所の機械も作動させた。出力馬力(キロワット)等はわからない。

このころすでに製法を新しい方式によって行われていた。明治十九年に「オーガスチン式製法」採用になっており、毎月出鉾五十万貫、製銀八十貫に達し、全国有数の鉾山として誇った。

明治十二年に開鉾するときは、鉾山周辺は材木になる樹木が取りつくしたため用材がなかったので、宮下・川口・横田・今の昭和村方面から伐出材を集め、筏を組んで只見川を曳流して、安久津村の下川原に揚木した。明治十八・十九年代、下川原は木材の一大集散地となり、巨材・良材が高く積重ねられた。特にみたことない大機械も下川原に届いた。この機械を人手で運ぶときの唄がある。この唄は、大正八年胄中へ発電機を送るときにも謡われた。

ここはホラ坂だかフンバレー

晩にボタモチ食わせんゾー

ソレヒケヨイシヨ、ソレヒケヨイシヨ

などで、馬や牛の力のみでなく、人手も多く副えて運ばれたことは隔世の感を深くする。この大機械が設置され製煉所は近代で見る工場機械室と煙突風景であった。このときの珍らしい写真がかすかに消えそうになり久保田の佐藤豊氏が保管しているのを再現すると、驚くほどの大規模であったことがわかる。

また鉾山の製煉法をオーガスチン式採用にすると、食塩を多量に使用したものと思う。藤村継立所の問屋をした斎藤淳氏蔵の『塩仕送書鉾山用』の、明治二十三年九・十二月の三ヶ月分をみると、越後よりの塩昇荷数 六、一三四俵(内鉾山行六、〇五二俵)また一日だけをみると、

七月二十一日受付数 一、四六四俵

同日鉾山向發送荷 一、三七一俵

である。驚くべき数量である。

またこの年の極月に正月用も考えて送られた魚は、一〇〇駄・数ノ子二〇二箱・生鮭五九駄・砂糖一〇五函・筋子<sup>筋子</sup>二八函・身欠ニシ<sup>筋子</sup>一九俵・卵子七〇函・昆布四四俵・イカ六俵・タラ・エビ・八ツ目ウナギ・鱒など多種多様が運び届けられ、これらは藤村の斎藤人馬継立所へ送られてそこで継立てられた。勿論これは藤橋がはじめに架けられたのちの明治二十三年の一部なのである。これだけの巨大荷の運搬には、藤・朝立・大沢・和泉・片門・平井・天屋・本名・椿・石坂・長窪等の人と馬とが従事していた。

他方東口から藤橋がかげられぬ以前は、若松及び高田等からも入荷している。銀山橋が北会津郡と大沼郡境を北流する鶴沼川に架橋したことで示される。製銀の藩内への運搬にも必要であったと思う。明治開坑のときの生活物資は、佐賀瀬川村の酒醸造家荒井秀吉氏が請負って財をなしたこともある。いずれにしても大消費地であったことは商業経済上の一拠点であったことに誤りなかった。

また郵便局は明治二十二年に開局され、一般通信の集配と書留郵便を取扱った。その状況を見ると、他の鉱山で働き此所へ移り住んだ人との通信があったようにも考えられる。

岩代国軽井沢郵便局の概要

- 。開 局 明治二十二年十二月五日
- 。廃 局 明治三十五年十二月十五日
- 。所在地 河沼郡柳津町大字軽井沢銀山地

古生隆一氏所有地内(局舎現存)

。歴代局長 就任 明治二十二年十二月十五日 佐藤善九郎

退任 不明 (軽井沢出身)

二代 就任 不明 佐藤 郡造

退任 明治三十五年十二月十五日 (久保田出身)

。特定三等局 局籍五番(明治三十五年頃は、会津には三等局三二局あり、柳津局籍三一番)

。書留郵便物の発送收受の局名は次の通りである。

仙台・栃尾・山形・足尾・福島・東京・森山・新発田・岩代本郷・羽前木合海・佐渡小木・野尻・播磨三日月・毛馬内・賀茂・館岩・村上・白根・院内・盛岡・高塚・棚倉・金川・須賀川・柏崎・但馬生野・相模横須賀・草倉・新屋敷・若狭本郷・越後鹿峠・桐生・大阪・横浜・巻・柳津水無・津川・鶴岡・山口・高田

。書留郵便受付数(分明する分のみ掲ぐ)

明治二十一年度		明治二十二年度		明治二十三年度	
月 別	受付数	月 別	受付数	月 別	受付数
六月	四通	一月	三通	四月	三通
七月	四通	二月	一通	五月	二通
八月	六通	三月	四通	六月	八通
九月	九通	四月	八通	七月	二〇通
十月	五通	五月	一二通	八月	四五通
十一月	七通	六月	八通		
十二月	七通	七月	六通		
		八月	三通		

。當時の小為替原符

貯金即時払原符と現在のものと比較すると、興味深いものがある。又、貯金関係の日附印と、為替関係の日附印をみると、年月日や局名の位置が変わっている。

。為替番号 称 宛



この局は休山後に軽井沢の本村に移転しているが、日附印等はこれを利用したと推考される。

しかしここで鉾害問題で悩んだのは軽井沢である。いま考えると銀山採鉾の終末期の明治二十九年に左の一ヶ条の契約書を取りかわした。

### 契約書

大沼郡東川村大字軽井沢銀山鉾業用地ノ為メ同山鉾業人古河市兵衛代理鈴木誠介ト大字軽井沢佐藤勘六外拾九名ト協議決定スルモノトス。

#### 第一条

一、大字軽井沢地内官有地ノ鉾業用ノ為メ鉾業人ニ於テ出願使用スルニ付、大字一同ニ於テハ一切故障無之事。

但右出願ニ際シ大字一同無異議何時ニテモ調印ヲ為ス事。

#### 第二条

一、銀山川河岸ニ於テ坑口ヲ開鑿シ又ハ採鉾シ及河流ヲ暗溝トナシ、河身ノ上部又ハ河岸ヲ使用シ、鉾石貯蓄又ハ土石堆積場ト為スモ、大字一同ニ於テ一切故障無之事。

但河川取締規則等ノ成規ニ拠リ鉾業人ニ於テ出願ヲ要スル節ハ、何時ニテモ無異議大字一同ニ於テ調印ヲ為ス事。字強清水ノ内(カタイ)堰ヨリ五十刈マテ新タニ溝渠ヲ設掘シ流水ニ差支ナキ様鉾業人ニ於テ相行工夫ノ事。

#### 第三条

一、字釜場字強清水ノ両所土石堆積場追々延長シテ私有地耕地又ハ共有地ニ入ルトキハ明治十八年十二月二十日ノ約定書第三条ニ拠リ鉾業人ニ於テ買入ルル時ハ大字一同ニ於テ無異議売渡ス事。

但明治十八年十二月二十日ノ契約書ニ基キ大字軽井沢契約人ヨリ鉾業人ニ売渡ス事勿論ナリト雖ドモ、ソノ売買価格ト現金売買価格トハ大イニ差額アルヲ以テ、更ニ田畑ハ地価ノ式倍半山林原野ハ地価ノ五倍ヲ以テ鉾業人ニ売渡ス事。

#### 第四条

一、字釜場深流土石堆積場ノ為メ、埋没スル流水ニ差支ハコレナキニ付、大字一同ニ於テ一切故障無之事。

尤モ使用耕作等ニ損害アルトキハ、十八年十二月二十日ノ契

約書第三条ニ抛り大字一同ハ、鉸業人へ売渡ス事。

但右溪流ニ付、出願等ヲ要スルトキハ大字一同ハ何時ニテモ  
調印ヲ為ス事。

第五条

一、字大土倉字中土倉字強清水及鉸業中近傍ヲ採鉸ノ見込ニテ、  
増借区ヲ為ストキハ大字一同ニ於テ故障無之事。

但私有地耕地及ビ共有地等ニ損害アルトキハ、十八年十二月  
二十日ノ契約書第三条ニ抛り大字一同ハ鉸業人へ売渡ス事。

第六条

一、公共ノ通行及鉸業用便宜ノ為メ、字塩野前道路ヲ字馬場へ換  
線スルニ付、大字一同ハ一切故障無之事。

但右出願ニ付大字一同ハ何時ニテモ調印ヲ為ス事。

尤道路開鑿工事悉皆鉸業人ニ於テ自弁タルベキ事。

第七条

一、鉸滓ヲ銀山川ニ放棄スルモ大字一同ハ一切故障無之事。

但鉸滓放棄ノ事ニ付、水下則チ他郡村ヨリ故障アル場合ハ、  
鉸業人ニ於テ、直接関係トシ、大字輕井沢ニ於テハ一切関係セ  
ザル事。

第八条

一、字遅山銀山川河上並字強清水溪水ヲ水車並飲用水ノ為メ引水  
ヲ為スモ大字一同ハ故障無之事。

但鉸業人ニ於テハ字馬場字下川字塩野前ノ三ヶ字<sup>き</sup>田地<sup>き</sup>灌溉水

ハ従前ノ通欠乏セザル様引水スル事。

第九条

一、輕井沢銀山鉸業用ニ付、大字總代佐藤孫六、倉本歳平ヨリ明  
治十一年九月二十四日差入タル示談書並ニ鉸業人代理鈴木誠介  
ト大字佐藤孫六外十七名ト明治十八年十二月二十日締結セル条  
約書第三条ニ抛り前条ヲ契約シ、茲ニ鉸業人ヨリ大字一同へ特  
ニ手当金トシテ、金三百円ヲ交付ス。然ル上ハ永遠互ニ親睦ヲ  
旨トシ、既往将来トモ一切苦情ケ間敷儀無之事。

但大字内増戸スルカ、又ハ權利ヲ他へ讓與スル場合ハ此契約  
ヲ先方ニテ履行セシムル事。

第十条

一、字強清水ノ下水ヲ其ママ放棄スル田地、灌溉ノ補流トシテ字  
馬場堰ニ移水スルガ為メ、鉸業人ニ於テ是迄ノ通り木樋ヲ架設  
シ流水ニ差支ナカラシムル事。

第十一条

一、鉸業用諸物資運搬ノ為メ、東山へ放居スル牛馬誤テ野放シ夫  
ガ為メ農作物被害アル時ハ、加害者ヨリ相当代価ヲ支弁スルコ  
トニ鉸業事務所ニ於テ取計フ事。

右条項ヲ締結シ後日互ニ違背無之為メ、本書式通ヲ製シ双方  
ニ藏置スルモノ也。

明治二十九年五月十八日

大沼郡東川村大字輕井沢

佐藤 勘六

佐藤仙松、鶴見源吉、佐藤由松、新井田市次郎、新井田文太郎、  
佐藤作次、倉本寅吉、倉本吉太郎、佐藤善九郎、佐藤万四郎、  
佐藤源次郎、渡部金次郎、佐々木源四郎、渡部サヨ、渡辺庄五  
郎、佐藤茂太郎、抹消 渡部梅吉、佐藤キン

軽井沢区民は、この契約によってみると非常に協力的であった。  
しかしこの契約成立後に間もなく閉山になっていることは惜しいこ  
とであった。

さきにも記した通り、一、〇〇〇戸の鉾夫雑役夫その他の人々が  
集まり住んだ今となっては、従業者名簿も失われて知る道がない。  
ただここで不幸死没した人の墓碑が銀山北方の山麓にある。第一墓  
碑群・第二墓碑群とある。その墓碑は木の葉に埋もれたり、倒れた  
碑を調査したが、殆んど全国から集まっている。左に記してみる。

第一墓碑

春室光庭信士	住人上谷徳次郎	(記)	年	不	明)
滝地□家	備中国住人	(記)	年	不	明)
村上要三	出羽国住人	(記)	年	不	明)
加藤正入	越後国住人	(記)	年	不	明)
不詳	備中国住人一人	(記)	年	不	明)
湯浅伊三郎	新発田本村庄	(明治二十年)	一月	十七日)	
関重五郎	越後国村松	(明治四年)	十月	二十一日)	
陵岩寂昭信士	(子分板倉四六、伊藤源造建碑)				

妾キン(泉藤四郎之妾) 出羽国(子分坂口建碑)  
(記) 年 不 明)  
智山慧信士(一号飯場世話人喜作建碑)  
(明治十年一月二十七日)

氣法海船清居士(原増太郎備後国三原東田)  
(記) 年 不 明)

西洞樹丸山梅吉 美濃国郡上郡(明治二十二年一月二十二日)

米来是口信女(他は欠損不明)(明治十八年)

唐島新八(明治十九年十一月十二日)

秋田忠吉妻サク(子分秋田嘉助建碑)

(明治十九年一月九日)

福寿量海船信女(日向国住人)(明治二十二年十二月三日)

白山光雲童子(加賀国金沢市田中政吉十四歳)  
(明治二十二年五月十日)

第二墓碑

心月妙永信女(合掌観世音像彫)	(記)	年	不	明)
日雲妙白信女(俗名ナシ)	(寛保)	二年	八月	九日)
雲霜妙心禅定尼(俗名ナシ)	(享保)	十一年	十二月	
妙祐禅定尼(俗名ナシ)	(宝永)	二年	六月	六日)
露月妙光禅定尼(俗名ナシ)	( )	月	日	欠ケテ不明)

またここに招魂碑一基が建立され次の記名がある。

山形県	富樫竜三郎	広島県	三田 光一
山形県	最上 常吉	島根県	吉田 元吉
岐阜県	丸山 梅吉	福島県	角田定次郎
石川県	田中 政吉	福島県	五十嵐要蔵
福島県	坂内 要吉	福島県	佐瀬竹次郎
福島県	石山 英馬	新潟県	落合源之丞
福島県	小松 太作	新潟県	斎藤勝次郎
新潟県	岡 重五郎	新潟県	青木 三吉

建碑者——明治二十七年九月建立

奈良県 福田 藤蔵 兵庫県 足立 寅蔵

新潟県 本間 長吉

私たちは、この人々の霊に冥福を祈るのみである。

### 銀山碑

また有名な銀山碑がある。碑文に銀山の歴史が彫られているが、一応疑問とする点もある。この碑は赤留石でその大きさは、縦一・二メートル、横一・八メートル、厚さ八センチメートルのもので、この石は軽井沢村倉木伝一の祖父で赤留村に住む宗像長次郎氏の寄附により、赤留山から一〇数日を費して、コロ曳きして持ちあげたものである。碑文は左の通りである。

### 正五位子爵松平容大公象額

鉾山の盛衰由氣運之隆替而國家之興廢係焉福島

県岩代国大沼郡軽井沢有銀山天正中越中人半左衛門興軽井沢人治右衛門所創見慶長中加藤嘉明之鎮会津也産銀月三四拾貫目民口一千余是為一盛至元文時産出甚少人家数亡存二三戸而已是為一衰其後盛衰不一明治以後為高地森田大島諸氏之有十二年婦古河市兵衛氏所産月僅五六拾貫目後屢々改採掘製煉之器械之制悉倣西洋法然障害交至收支不償諸職員苦慮百端各尽其力二十年後月産五六拾貫目或七八拾貫目二十六年得新坑乃至百貫目余之多現今一月所採掘鉞凡二百万貫目日用鉞夫七百五拾余人民口亦復一千余是為一再大盛嗚呼明治以來王政維新百廢悉興聖德光被文明広布上感天下徹氣運之隆万古無比於是鉞山之盛日增一日方法器械月精一月加以古河氏之至誠与鈴木、秋山、小堀、塚本、西川、伊藤諸氏之勉勵愈進興隆可期而已因記以表鉞山之盛衰且以為聖世之頌云

明治二十七年八月 高等師範學校教授正六位勲六等 南摩綱紀撰

古河軽井沢銀山事務所長 鈴木誠介書

この碑前の石柱二本に一首ずつ和歌が彫りのこされてある。

「限りなく白銀出でて国民を富須宝の山ぞこの山」 八十翁曉邦

「しろがねをうがちてやまぬいさおしを千代に伝える山のいし文」

明治二十九年古川市兵衛経営は終わった。そのあとは、古生左源二が鉱山事務所（鉱山御役場）とその採鉱権利を引継いで経営し、その子古生銀三郎も一時経営したが、遂に廃山となり煙突のみ亭々とそびえている。戦時中は、ズリ山からの採銀計画と廃坑の残銀を調査し現在も日本鉱業会社が継続中である。鉱区所有権も同会社に属している。

現在、この廃山を尋ねる人も少くない。しかし鉱山にはもとの役所を住宅として、古生タマヨが長男一郎と住居中で、親族二戸も附近に住居を新築して住み、僅かに三戸である。煙突から黒煙を吐き出した面影は偲ぶよすがもない。

## 二、姥沢銅山

芝倉は標高五二〇メートルの高地で、そこからおよそ八キロメートルの道を登ると標高六〇五・四メートルの日向倉山がある。この山の東傾面にあるのが姥沢鉱山（姥ヶ沢鉱山）で開坑は寛政十一年（一七九九）である。明治末期から大正初期にかけて、多量の銅を産出して有名になった。明治四十四年から大正三年までに、四六五・六五一貫の銅精鉱産出をしている。

鉱道は五本あって、会津坑、金兵衛鉱、中切坑、三番坑、二番坑の名をつけてある。

鉱石中の含銅率は高く、五〜六パーセントである。鉱石多は、黄銅鉱、斑銅鉱、赤鉄鉱、黄鉄鉱、閃亜鉛鉱で、石英と少量の緑泥石

を含んだ脈石に包まれている。鉱床は緑色凝灰岩中の三条の鉱脈で東から前樋、中樋、奥樋と名づけ、前樋と中樋は南北系で、奥樋は北三十度西の南北系の鉱脈があるといわれている。この鉱脈は他県にはあるが、会津には珍らしいもので、即ち赤鉄鉱を含む鉱脈は、地下の浅いところで成生した浅熱水性鉱床といわれるもののうち、比較的早く結晶して樋の両側についていることである。

明治初年のころ、山師伊藤吉次郎が運営していたが、そのときの調査によると、銅山として、姥沢・日向沢・蛇石沢の鉱区二、八〇〇坪、工事日数六七八日、坑夫と稼人計二〇、五一六人が働き、借区税五円六〇銭を納付している。明治七年前、坑品一三七、五五九貫二〇〇匁を掘り、残高は一五、〇七二貫二〇〇匁で、その出来高は四、二四一貫二三四匁で、この代価は、四、二四一円二三銭四厘である。しかし、この時の記録で夫喰米<sup>ま</sup>として、河沼郡は六〇〇俵とあるので、黒沢鉱山其他の夫喰には事欠くことなく準備をされていた。

明治二年ころは休山していたので、このときの調査による報告書がある。それによると、

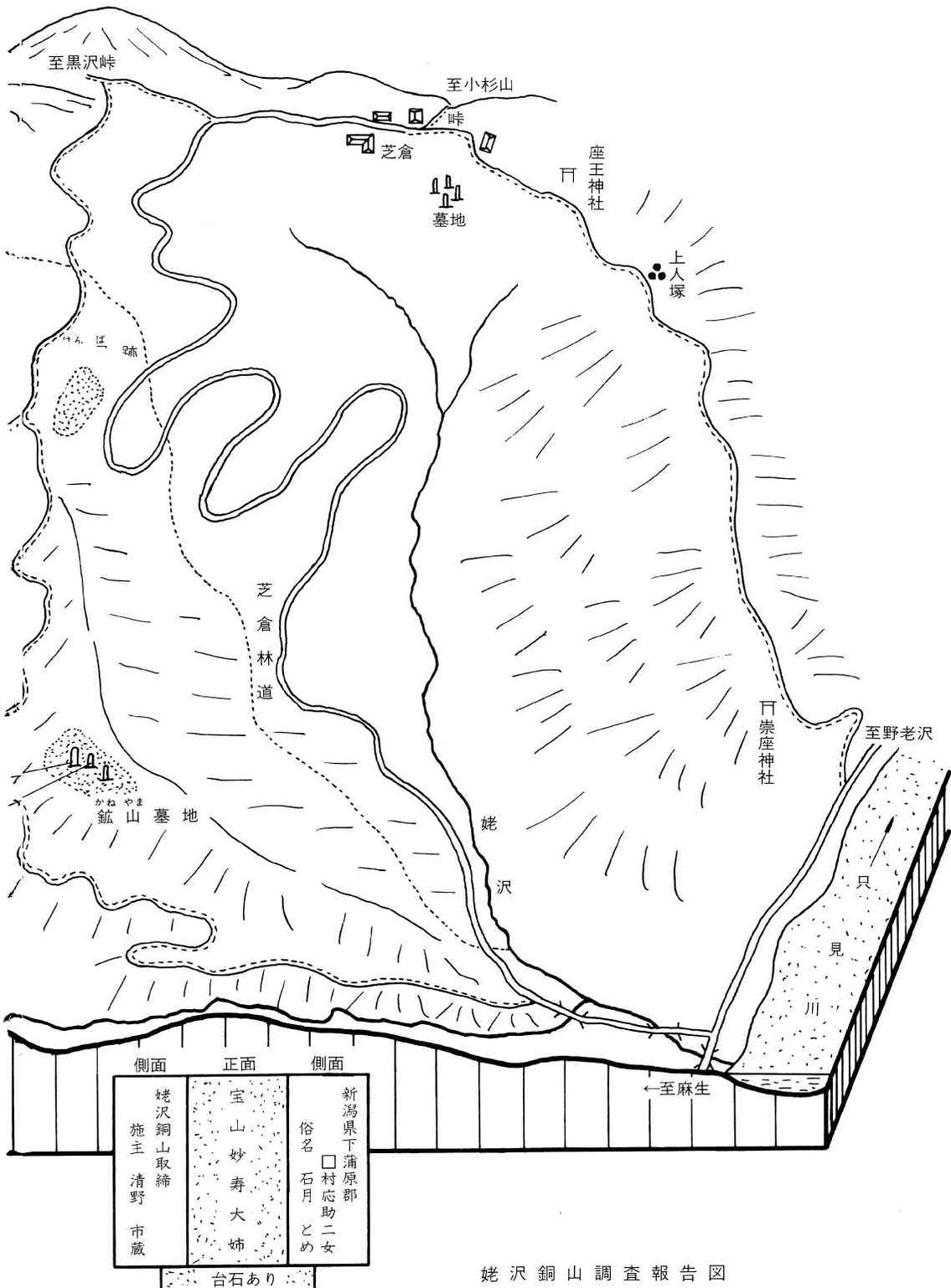
一、姥沢銅山 山師 伊藤吉次郎

但休山

二、御城下末申、行程八里余麻生村分、往古盛山之由候へ共、暫

休山致居近来に棚木の再興二〇〇間の普請掘行届候へ共、近頃

物価高値之上、人歩の世話等不行届、休山に相成居候へ共大



姥沢銅山調査報告図

調査員

- ① 昭和46年晩秋  
内田伊佐雄 為田 光意
- ② 昭和50年9月24日  
内田伊佐雄
- ③ 昭和50年10月5日  
内田伊佐雄  
為田 光意  
為田 真人



に付、再興の上には探索の個所も可有之、專見込之山に候。

とある。このときの記録によると、会津休山三十四ヶ所で、全滓として鉾山業は低下していたのである。

この鉾山の盛んなころは、芝倉も活気があったろうと思われるが、いまはこの廃坑のささやきを偲ぶだけで、山村の静まに四戸の人たちが生活しているのみである。

### 三、黒沢千石沢鉾山（鈴木哲一記録）

この鉾山は、滝谷川の支流千石川の流域に広がる地域一帯から産出する硫化物であつて、昭和二十五年東北大学教授渡辺万次郎博士の調査によると、硫黄石埋没量推定一〇、〇〇〇、〇〇〇トンと確認された。

昭和十三年頃から水溶性硫酸肥料として、年産二〇〇トンを産出し、会津坂下町周辺で水田及畑作に使用して収穫を高めていた。この肥料を使用すると、稲熱病に効果があり、堆肥と混用すると稗の発生を防止することができた。

昭和十四年春ころ、廣木喜一郎氏を世話役として盛んに掘り出され、昭和十六・七年滝谷駅の営業開始により、遠隔の地の輸送も開始された。このころから戦争の激化に伴い、化学肥料の減産により益々需要が増し、遠く千葉県・茨城県・山形県・新潟県へも輸送された。特に新潟平野では、この肥料を施すると「ツツガ虫」の発生が激減したとのことで非常に要望された。このときの年産量は約五

〇〇トンであつた。

昭和二十年終戦とともに、鉄道をはじめ輸送機関が停滞したため自然的に事業は中止した。

昭和二十三年には、小名浜工場と硫化鉾の契約が成立し、素鉾のまま工場直送をした。硫化含有率二十五パーセントで良鉾と判定されたのであるが、遺憾ながら含水分過量のため、第一次契約で解約となつた。

昭和二十五年休山中の調査について、同二十七年には早稲大学教授早瀬吉太郎氏の調査により、精錬工場の計画を進めた結果、中野有礼・山ノ内為之輔両氏を以って、具体的な会社設立の議がすすみ、会社創立となつた。そして昭和二十七年九月に、東亜工業株式会社設立された。そして同年十二月操業の予定で、工場建設と原鉾採掘に全力を注ぎ、その甲斐あつて十二月建築及精錬機の敷設完了して、硫黄製品日産十七、年産三五〇トンに達した。このムードによつて、第二年度年産七〇〇トン、第三年度一、〇〇〇トンを目標として精錬に努めた。

この精錬方式は従来の焼取式だったため、鉾毒と煙害の公害のあることを考え、宇賀神式・星野式・野研式の三精錬法を調査の結果星野式を採用することに決定した。

いよいよ試精錬を開始したが、その結果は実に良好であつた。ただこの試験は小規模であつたが、本格的精錬を実施した結果は、不成功に終わった。その原因と考えられることは、

一、原鉾の乾燥が完全にすることが不可能であるため、これを完全乾燥施設で行うときは莫大な経費を要すること、この鉾の生成が軽石状のため、完全脱水が不可能であること。

二、原鉾粉碎施設が不完全であること。そのため各種のクラッシュを使用したが、鉾石の組織からみても粉末にならない。

三、資本金の不足のためである。それは試精錬の結果が思うようになかったため、株券の売買が順調でなかったり、資本家も積極的な協力のないことなどで、資本金七、〇〇〇、〇〇〇円で終わったことである。

また、採鉾は坑掘採用して、第一坑・第二坑の両道から行った。しかし、山地構造期が若年のため亜硫酸ガスの発生が異常に多く、昭和十五年二月三日には、三十三歳の働き盛りの猪俣光義氏が中毒死するという悲惨事がおきた。このため露天掘に切り替えたが、鉾脈が深く表土の処理にも困難が予想されるので、総合的な考察の結果、昭和二十八年七月を以って完全に休山した。このとき、運搬用の鉄索も敷設され有望であると思っただけであった。

このときの従業員は最盛時六十余人、最少でも二十余人で、高校生のアルバイト労働などもみられた。このうち三十人は五疊敷の男が従事したのは忘れることができない。残務も昭和二十八年十月ころまで要したと、菊地啓次氏の日記にみえている。

#### 四、五疊敷白土（菊地啓二氏記録）

白土の出る地は、滝谷川右岸の老沢温泉の湧出する地の近くで、大字五疊敷老沢地と同字前新田の広い地域である。

この白土は文政年間（一八一八―二九）に発見されて、本郷の瀬戸土として使用されてきた。この土を混入して製陶すると、窯焼をする際に、重焼をしたとき密着することがないという性質をもち、また器物の糸尻には必ず混入されていた。そのため本郷製陶の盛衰によって、この白土の価値の栄枯があった。成分は、県立会津工業高校本郷分校の研究によると、硅酸八一・七八パーセント、アルミナ一・三八パーセント、酸化鉄〇・五六パーセント、石灰一・一八パーセント、加里〇・二六パーセント、ソーダ〇・三九パーセントの化学成分になっている。鉾物成分は石英質物が多量で、粘土物質は少ないという。この鉾物分は、カオリナイトから成り、そのうちでも、長石分は少ないとのことである。

この白土は焼物混入は別として特に多量に使用したのは、窯道具即ち棚板・ツクなどにも用いられたが、現在ではカーボランダムなどの耐久性の強いものが使用されて、白土はかえりみられなくなってしまった。第二次大戦以前は年間一〇〇トン近く運ばれたが、その後は一ヶ月七貫匁位の使用になり、これも曹土の一部などの代用土の利用となった。

五疊敷白土は非常に含水量が多く重く、乾燥したものでなければ

仲継所で引受けなかったので、掘場から自宅に運び、家の前や囲炉裏に入れて乾燥させ、あすの出荷に間にあわぬときは、鍋に入れて火で乾燃したこともある。こうして銀山峠を越し軽井沢・赤留を通り高田か永井野の仲継で売買した。この仕事に従事した五疊敷の星道之助（八十歳）や猪俣辰次（八十一歳）両氏の想い出を語って貰ったが、

「大正四〇五年ころ馬に二俵で二十五貫をつけ、自分は一俵七〇八貫を背負い、計三十二〇三貫を運ぶと、永井野仲継所菊地大吉と取引して、その代金で米八升位を買って帰った。このときの白米一升価は八錢でしたから七十錢位になった。これでも生活の大助かりで、五疊敷では十五〇六頭の馬、砂子原約十頭、牧沢七頭久保田五頭、湯八木沢七頭と五十頭近い馬で往来していた。朝早く五疊敷を出発しても、帰途は銀山峠で暗くなるのが普通であった。家内では、

月が出た出た銀山峠

さぞや馬子さん明りから

峠のぼればチラチラみえる

妻子待つだろ灯のしたで

などの俚謡を口ずさんで帰った。昭和十年ころになると、宗像銀三郎氏が柳津町竜蔵庵渡しとなったので、峠を越すこともなくて楽だった。これも戦争がはげしくなり、馬の徴発のために昭和十三年迄で終わってしまった。それからは生活のため、黒沢硫黄山

で働くことにしたが、いま考えると柳津五疊敷間に土馬が五十頭も往来したのはにぎやかだった」と述懐している。その後はこの白土は埋蔵されたままになっている。

### 五、湯八木沢パライト鉱（飯塚清美氏記録）

湯八木沢の上新田及び傾城沢・大廻戸一带周辺から良質のパライトの埋蔵されていることが知られたのは、昭和三十年ころであった。しかしこれを工業化採掘しようとするには、資本と技術と施設が必要であったが、昭和三十二年三月二十八日、鉱主三井物産株式会社商務課長を代表契約者として成立した。そして本格的に採掘する気運になった。このときの契約土地は、

「字上新田一九四九番	山林	二反十四歩
同 一九六二番	山林	五畝二十歩
字傾城沢	原野	五反五畝二歩
字大廻戸二二一四番	山林	一町一畝三歩
同 二二二二番	原野	三町一反七畝二十四歩
同 二二一五番	原野	一町九反五畝二十七歩
計六町九反六畝歩」		

この契約当時の状況は、昭和三十五年十月まで試掘した。その結果は品質良好で将来は頗る有望であることが確実になった。このときの調査では、埋蔵量は約一億トン以上と推定され、湯の岳周辺か

ら三島町川井地内の契約地以外の同質のものまで計算すると、無尽蔵に近いといわれた。この広地域には露出しているものも見られた。このパライトの主な使用目的は、防音・防湿・並びにブロックの原料・高層建築用コンクリート等で、広範囲に利用することが考えられた。特に同質の石英は全国でも産出募少で、九州の一部と中部地方の一部、そして近い喜多方市に少量産出する稀少価値の高いものであるといわれた。

試掘ののち、いろいろな事情があったため、採鉱輸送も現地工業化も行われず、昭和三十二年以来そのままになってしまった。前記の土地は現在は、三金パライト株式会社田島潮氏の権利となっている。

## 第二節 電源開発史

### 只見川電源開発と柳津発電所

#### (一) 柳津発電所の建設

柳津発電所は只見川電源開発の一環として、東北電力(株)によって昭和二十六年十二月に着工され、同二十八年八月第一期工事の竣工によって、最大出力五万キロワットアワー(KWH)で営業を開始した。この第一期工事の総工費は三十四億円。主要資材はセメント三万二千トン、鉄鋼材五、九六〇トン、木材十万石で、ダムに



柳津発電所

柳津発電所設備概要一覧表

1. 発電所定格事項			
項目	認可出力	使用水量	有効落差
最大	75,000kw	345 m <sup>3</sup> /s	25.39m
常尖	51,900kw	252 m <sup>3</sup> /s	24.11m
常時	16,400kw	79.12 m <sup>3</sup> /s	24.37m
2. 調整池			
満水位標高	215m	湛水面積	2,068,400m <sup>2</sup>
最大水深	30m	総貯水量	23,938,600m <sup>3</sup>
3. 発電機 傘型立軸回転界磁式 3台			
4. 年間発生電力量 3億 2,420万 KWH			

よる水没移転家屋は小野川・川口・麻生・持寄など三十九戸にのぼった。

この柳津発電所建設工事は、工期わずかに一年八ヶ月、しかも下流の片門発電所と同時着工、同時竣工をめざしたもので、工法等に於いても当時多くの注目を集めることとなり、戦後の日本経済復興の一翼をになうものとして、その意気ごみをうかがわせるものもあつた。

冬季間の除雪にブルドーザーを導入して資材輸送に当り、年間を通して作業を進めたことなど、今日では当たり前なことではあるが、当時としては画期的なものであつた。また、コンクリート凍結防止

対策として、電気養生法が始めて採用されている。工事に従事した労働者も延べ四十八万人にも達したといわれ、その中には、宮城刑務所囚人一、二〇〇名も動員されていた。

昭和三十八年二月、第二期工事として、三号発電機の取付けが完成し、最大出力七万五千ワットアワーとなった。さらに昭和四十二年十二月、自動負荷調整装置が設置され、現在では、いわゆる「無人発電所」となっている。発電所の現況は上表のとおりである。

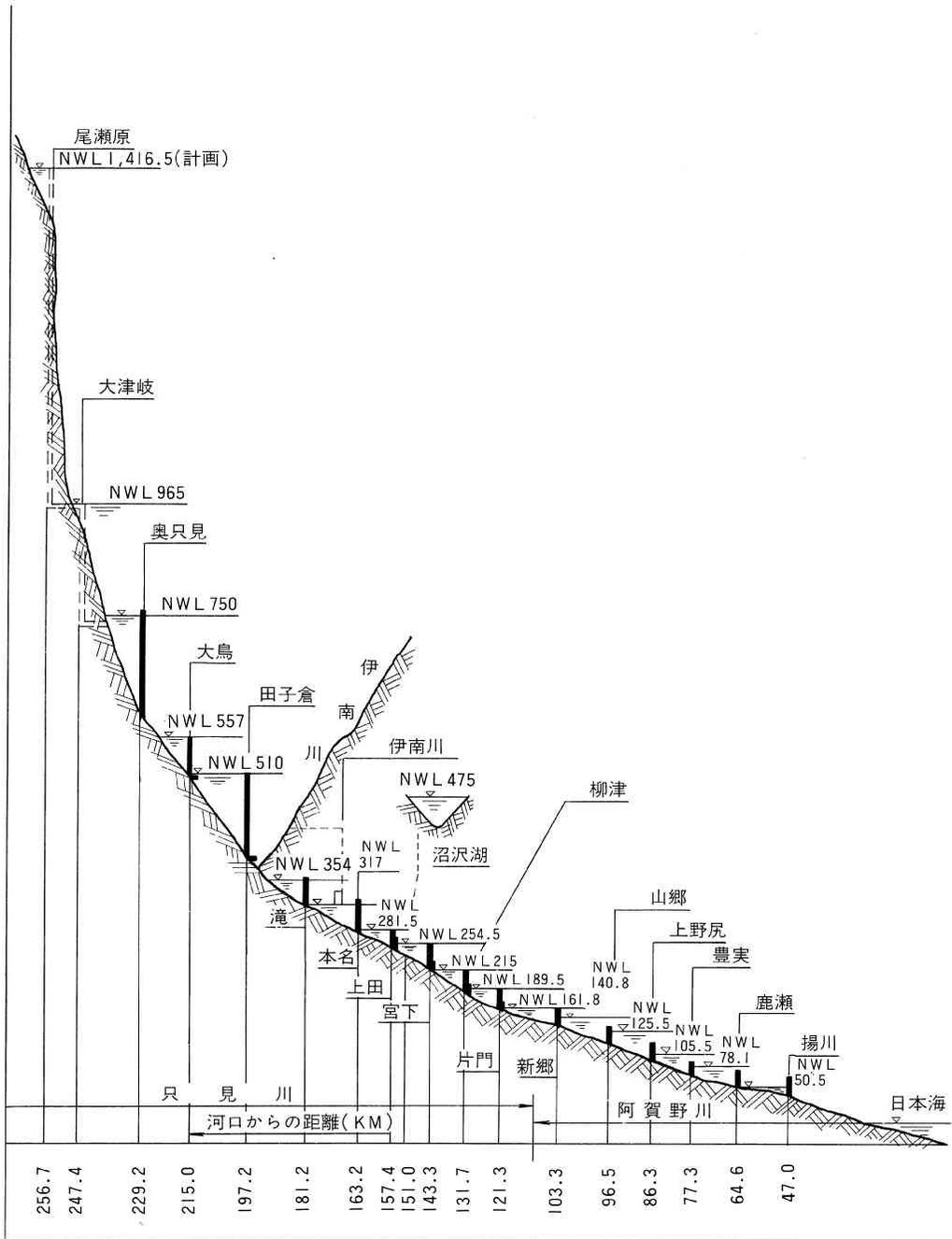
(二) 只見川電源開発をめぐって

只見川の電源開発は、戦後の日本経済再建のための資源開発計画の一環として脚光を浴びて登場した。

昭和二十一年夏、政府（経済安定本部）は早くも奥只見を河川総合開発調査地点に指定し、アメリカのTVA構想による大規模開発を企画した。調査を委託された日本発送電株式会社は、すでに戦時中より開発を検討していたが、これによって本格的な調査を精力的にすすめ、二十二年三月にその開発計画を発表した。

この計画は、只見川本流沿いに、階段状に十三発電所（柳津・片門を含む）を建設し、最大時には、百四十二・一万キロワットを発生、既設の宮下発電所以下の五発電所で十七・六万キロワットを増設、揚水式の沼沢発電所を含めて、合計百六十万キロワットを発電するというものであつた。

福島県は昭和二十二年六月、「福島県電力開発特別委員会設置に関する件」を県議会に上提して、開発問題に取り組むことになった



只見川電源地帯縦断面図

が、翌二十三年五月、新潟県は日発案に反対して、只見川分流案を発表した。この分流案は、只見川の水を奥只見・田子倉の両地点から一部分水して新潟県側に流入させ、発電や灌漑用ならびに工業用水として利用するというものであった。さらに、東京電力(株)からは、尾瀬ヶ原に貯水池を作り、利根川に流域変更して利水し発電するといった計画も発表され、本流案・分流案をめぐって、福島県と新潟県、東北電力(株)と東京電力(株)が六年間も対立抗争を続けることになった。争いが長引くにつれ、互いに多額の政治工作資金をつぎ込むこととなり、大きな政治問題に発展した。この結果は、マス・コミによって「只ノミ川」と批判されるような事態を生んだ。

政府は、昭和二十六年に米国の海外技術調査団(OCIE)に調査を依頼したが、OCIEは二十七年五月、本流案支持の調査報告書を提出した。しかし、新潟県側は強硬に分流案を主張し続け譲らなかった。このため、政府は奥只見からの一部分水(わずかに毎秒三・五トンだが新潟側の主張を一部取り入れた形になった)の妥協案をつくり、これを両県が認めたことで、ようやく昭和二十八年八月に至って決着をみることとなった。

この熾烈な抗争のなかで、日発案を受け継いだ東北電力(株)―「電気事業再編成令」に基づいて、日本発送電株式会社と従来の九配電会社は解散し、昭和二十六年五月、新たに東北電力など九電力会社が設立された。―と福島県は本流案の実現を目指して強力な

政治・宣伝活動を展開した。柳津町に東北電力(株)によって借案荘が設置され、開発に伴なう内外の関係者の宿泊接待の基地として活躍する。町内の温泉・商店街も開発ブームにわいた。

本流案・分流案紛争の解決もつかの間、今度は、宮下発電所より上流の水利権をめぐって、東京電力(株)と東京電力(株)の抗争が起った。これは、電力事業再編成に当たっても、昭和四年以来の既得権として、現在の東京電力に水利権が帰属されていたからである。しかし、東京電力は二十余年間開発に着手せず、遊休水利権となっていた。本流案による開発のためには、この水利権帰属の問題を解決しなければならなかった。

大竹作摩福島県知事は、昭和二十五年十二月「電源の開発は県民の援助がなければ不可能であり、早期開発を実現するためにも、東京電力の水利権取り消しと、東北電力に水利権許可が妥当である」として、只見川水利権変更認可の申請を建設大臣に提出する。この問題は種々の論議をよんだが、結局、閣議にはかった上、昭和二十七年八月に至って、建設大臣の認可があり、東北電力により開発が進められることになった。しかし東京電力は、この水利権変更は「前例のない強権の濫用」であるとして、大竹福島県知事を相手どって水利既得権侵害の訴訟を提起し、争いは法廷に持ち込まれることになった。

昭和二十六年着工の柳津・片門発電所の建設工事は、このような抗争対立のなかで、本流案を動かしたい既成事実として固めてい

くねらいも持っていたということができよう。

### (三) ダムと柳津町・災害

昭和二十五年六月、朝鮮戦争の勃発によって、日本経済は特需景気に湧いた。発電所建設工事はこのようなブームに拍車をかけることとなって、町の中はかかってない活気を呈した。

現在、「信仰といで湯のふる里」として観光客の来訪が絶えないが、当時のおもかげをしのぶよしもない。ダムによる湛水で、只見川沿いの景観も大きく変った。かつての開発基地偕楽荘も取りこわされ、その跡には近代的な柳津町コミュニティ・センターが建てられている。そこにはまた、只見川電源開発の功績をたたえて、昭和四十九年大竹作摩氏の銅像が立っている。

しかし、電源開発のかげに、ダムに水没していった部落や家屋・田畑のあったことを忘れてはならないだろう。柳津発電所ダムによる移転家屋三十九戸については前述したが、冠水耕地は田十一町歩畑十九・九町歩であり、片門発電所ダムによる侵水移転家屋は九戸（下藤大牧）、冠水耕地田七・六町歩、畑十五・四町歩であった。

さらに、発電所建設に際して地元住民が懸念した災害についてみると、つぎのような問題があげられていた（昭和五十一年『只見川ダムと災害』金山町職員組合編、柳津町水害対策連絡協議会よりのレポート）。

- ① 只見川沿岸のような山間地帯では、両岸はかけがえのない貴重な水田や畑が集中しているので、ダムのために水害が発生し

ないように完全に護岸をすること。

- ② ダムの放流による振動、しぶきのために被害がでないよう、十分な防止設備を施すこと。

- ③ 特に震動などによって、土砂や山地崩壊が生じないよう、万全の方策を講ずること。

これらの当初の住民要求に対し、会社側の当時の答えは、「電力会社を信用してもらいたい」「もし水害などがでたら、会社が責任をもって解決し、決して皆さんに迷惑はかけない」ということであったという。

このような懸念は杞憂ではなかった。心配は現実のものとなった。早くも柳津発電所が営業運転に入って初の融雪期、昭和二十九年の春から、ダムの放流による震動が昼夜を問わず続き、屋鳴り振動と水しぶきによる洗濯物と作物の被害が問題となり、出倉・野老沢部落は会社に抗議し交渉を行った。この結果、金銭補償で解決したが、その後、田子倉・奥只見ダムの完成によって被害は少なくなつたという。

ついで、昭和三十七年、同じく震動問題で山地崩壊（野老沢部落）の恐れがあるとして、その対策を要求して、東北電力（株）との交渉が行われた。この時は、四昼夜にわたって住民がダムに座り込み警察官が動員されるという事態にまでなった。住民と会社側との交渉では解決することができず、町・県の仲介によってようやく解決したが、住民の不安は依然として残っているようである。

また、昭和四十四年夏には、町中心部がかってない洪水に襲われることとなった（詳細は第四章の災害史の項参照）。

同年八月十二日、前日までの豪雨が止んで、時折り晴れ間も見える午前、柳津発電所の放流合図のサイレンが鳴って間もなく、只見川の水位が急速に上がり始め、安久津の水田が冠水、ついで家屋浸水が始まり、温泉旅館「春江荘」・休憩みやげ品店「月見亭」が流失する惨事となった。

この水害は、その発生経過からみて、柳津ダムゲートと片門ダムゲートの操作上の過失ではないかと指摘され、いわゆる「人工公害」問題として全国に知られるに至った。

水害対策として、その後銀山川沿岸の嵩揚げ工事が実施され、中ノ橋近辺の商店・旅館街は改築整備され、面目を一新したが、只見川の護岸は未着手で、今後、早急な工事が望まれている現況である。

### 第三節 温泉開発史

会津若松市から国道四十九号線を西進し、会津坂下町を経て、七折峠を下り間もなく国道二五二号線との岐路にさしかかる。国道二五二号線は奥会津に通ずる路線である。その岐路に「西山温泉」と書かれた看板が目につく。この路線を四キロメートル、虚空蔵尊で有名な柳津町の中心地区に到達する。ここは虚空蔵尊を中心とする信仰の町であると共に、柳津温泉で知られる観光の町である。瑞光

寺公園を左に見ながら更に進むと、トンネルを通過して間もなく岐路があり、二五二号線と別れる。約二十分、五疊敷・砂子原に点在する西山温泉郷に入る。湯煙が立ちこめる出で湯の里、秘境西山温泉である。かつてここは、砂子原にある温泉を砂子原温泉、五疊敷にあるものを五疊敷温泉と総称している。

この西山温泉は往古より宮々として継承発展し、荒湯を源泉として柳津温泉町が形成されたが、その発展の経緯を振り返ってみたいと思う。

名峰博士山（一、四八二メートル）を水源として千古より変ることなく清らかな水をたたえ滔々と流れるのが滝谷川である。猿倉嶽から流れ来る東川は大字湯八木沢上新田で滝谷川に合流する。この地は那須火山帯が南北に縦走している。湯脈は一つで五疊敷から黒沢（血の池）付近まで延びているといわれていた。昭和四十五年五月三本杉己代治博士の砂子原地内の現地調査によると、湯脈は南北に走っていること、一〇〇メートル程ボーリングすれば高温且つ毎分二〇〇リットルの湯量があるということであった。将来地熱発電も考えられるのではあるまいか。そのために五疊敷から黒沢までの滝谷川沿いに幾箇所も湧き出しているのである。これらの中で最初に発見されたのは神の湯と下の湯で養老元年（七一七）のことであった。往昔湯の嶽の明神が仙石山に住む千石太郎という賊軍と交戦し負傷した武将たちが傷を癒したという伝説が語られるのはこの神の湯である。次いで荒湯は寛永二年（一六二五）に、新湯は安永元年

(一七七二)に発見され、老沢の発見年代は不明、中の湯は明治二十一年、滝の湯は明治三十二年、智仁荘は昭和三十五年から温泉旅館を経営するようになった。『大沼郡誌』には、神の湯・中の湯・滝の湯・新湯を砂子原温泉とし、下の湯・荒湯・老沢を五疊敷温泉として記している。江戸時代に最も繁栄した神の湯は今も湯泉神社の廃屋さえもなく、荒湯は湯泉神社に面影を留め、これを源泉として柳津温泉へと変貌し、残る温泉群を西山温泉と総称するのである。

昭和四十四年神の湯の下流三〇〇メートルの地点から湧出する温泉を確保し、ポンプアップして砂子原四十三戸に給湯するという画期的な事業が行われ、これを砂子原温泉と命名した。

### 一、神ノ湯温泉

今はそれと判る屋敷跡だけで昔を偲ぶよすがもないが、神ノ湯は往古繁昌した温泉であった。『新編会津風土記』には、上湯の名で出ており、

「本村(砂子原のこと)の東六町二十間余にあり、家居一軒、山麓に住し北は中川に傍ふ」

と記されている。湯の獄はその昔龍ヶ嶽と称されていたが、温泉湧出により湯の獄と呼ばれるようになったと伝えている。砂子原領主山内河内守信俊が記したと言われる『湯泉之記』によれば、

「明神又天産之靈塩を以て山沢を洗流し玉ふ。靈薬の湯湧出し万民の悩苦を平癒し玉ふ。まことに奇特の妙湯にて諸病たちまち平

元し白髪を変じて黎首と成る。是を以て老を養ふと一説乎」  
とある。又「養老元年(七一一)に湯泉之壺を発見したので養老湯と言う一説がある」と述べている。また養老六年(七二三)の説もある。『会津正統記』には、

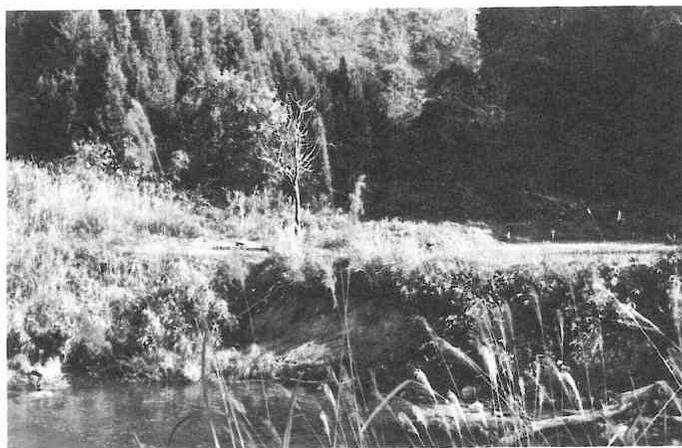
「元正天皇養老元年丁巳会津大沼郡金山谷砂子原小塩沢より温湯湧出づ、名養老湯後に上ノ湯と云」

と記している。明神が発見したので神ノ湯といい、また下ノ湯に対

し上ノ湯といい、また元湯、本湯とも言った。更に『正統記』には、

「寛仁二年(一一〇一八)に養老湯上ノ湯に湯明神を祭る」

と記されている。この温泉神社は『会津神社志』に大沼郡六二座の中に「砂子原温泉神社」として掲載されている。これを『風土記』には、



神ノ湯温泉跡

「湯泉神社 境内三間四方免除地 小名上湯の東三十間余にあり、鎮座の初を知らず、三浦大隅これを司る」

とある。一間四方の規模で昭和初年までであった。

『湯泉の記』には、

「永享年中（一四二九～一四四〇）の頃より小屋掛る」

とあり、また、

「慶長十七年（一六一二）山内清左衛門信能正月十五日に大湯沢

と云所に小屋掛る。但自ラ普請家並湯小屋仕候長七間横式間半」

と記されている。清左衛門は正保四年（一六四七）死去、砂子原山

内家系にその名が見え神ノ湯の外早戸村の上ノ湯・下ノ湯の湯元で

もあつた。万治元年（一六五八）頃は山内伊左衛門の代で経営不振

となり役金免除を訴える程であつた。

乍恐以書付御訴訟申上候

一、砂子原上下之出湯御役金尙出申候得共御慈悲ヲ以テ式分之

儀ハ先年御免被遊只今式分出申候砂子原之儀ハ輕井沢御銀山近

所ニ御座候ニ付銀山繁昌之時分山より湯入も沢山御座候共只今ハ

銀山衰へ湯入一層無御座候ニ付及湯命申ス体ニ御座候然共所ニ

生之儀御座候ニ付同方へ可罷り出様も無御座候間御慈悲を

以右式分之御役金御赦免被遊被下候ハハ難有可奉存候

己上

万治元年戌九月十六日

砂子原村之内小塩沢 湯守 伊左衛門

御奉行様

右の訴上に対し翌万治二年（一六五九）御赦免の達しがあつた。次の書状がそれである。

其国之守護之以御訴訟達

上意出湯之役金尙被遊御赦免候也

上下之湯守伊左衛門ニ急度可申付者也

万治二年六月十一日

土屋相模守敬直（花押）

御蔵入 奉行へ

砂子原村伊左衛門

神ノ湯は御公儀からの援助があり、万治三年には御公儀によって

家屋湯小屋等が普請され、このため金山谷（西山地区）から二、二

〇〇人の人足が出動している。

御普請被成下候次第

一、万治三年子六月より御公儀様御普請材木伐運候金山谷四組高

割ニテ出すこと。かや・麻柄・縄・竹等品々右同断

- 一、家 長拾八間半、横四間。並雪隠（註、手洗所）式ヶ所 長二間、横壹間半

- 一、湯小屋 二軒 長三間、横二間

- 一、雜湯 壹軒 長三間、横式間半

- 一、人足 式千式百五人 金山谷四組

- 一、金五拾五両式分被<sub>レ</sub>下候

- 一、米八拾俵被<sub>レ</sub>下候

- 一、郡御奉行 買藤右衛門様

- 一、御代官 林儀左衛門様

- 一、普請小奉行 江川権右衛門殿

郷頭 山内治郎左衛門

御公儀の援助により、江川権右衛門が普請奉行となり大金を投じて普請したことがわかる。

寛文十年（一六七〇）戌六月十日に全会津の神地御改めのための服部安休がこの地を御通りになり湯泉の宮（湯泉神社）を建立したと記録されているが、その場所は神ノ湯の東方約一〇〇メートルの地点であった。

延宝三年（一六七五）四月十五日には、保科筑前守から御箱が下賜された。万治三年に湯小屋等普請されてから僅か二十一年度の延宝八年閏八月九日から更に御公儀によって大改築が行われたのである。

延宝八年庚申閏八月九日湯小屋御普請被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候  
此訳

- 一、家 南二二軒 長拾〇間半、横四軒

- 一、湯小屋 二軒 長三間、横式間

- 一、惣湯 壹軒 長三間、横式間半

- 一、湯守居宅 長拾壹間、横四間。並雪隠三ヶ所、馬屋壹軒

- 一、大工 式千五百工（人）

- 一、木挽 五百人 外左官葺師人数不知<sub>レ</sub>数

- 一、御普請小奉行 池上〇兵衛殿

- 一、御普請中附人 木挽見守 五兵衛殿 石井五左衛門殿

- 一、御代官 平瓦清兵衛様

- 一、郡御奉行 飯田兵左衛門様

- 一、諸材木ハ砂子原村黒沢村ヨリ伐出スこと

- 一、人足 壹万五千八人 金山谷四組高割ニテ出スこと

- 一、御入用金九拾三両三分被<sub>レ</sub>下候

- 一、諸職人扶持米 百俵 被<sub>レ</sub>下候

但右之内米六俵余り申候分湯守清左衛門（註、後代の清左衛門である）に被<sub>レ</sub>下候

一、西六月廿日御普請成就御註進仕廿七日ニ郡御物書本郷四郎左衛門殿見分ニ御出廿九日ニ御帰り被<sub>レ</sub>成候

大谷組郷頭 二瓶万右衛門

砂子原肝煎 勘四郎

前文中にあるように、延宝八年八月九日に始められたこの普請は人足約一万五千人、経費約一〇〇両を投じ、翌天和元年六月二十日に完成した大改築であった。神ノ湯繁昌の様が想起される。この改築の大工頭は若松・三日町の源左衛門で脇大工は永井野村善太・三四郎・赤留村の万四郎、高森の喜四郎であった。貞享元年（一六八四）には湯小屋に浸水があり、金三両一分二〇〇文、人足三〇〇人で、九月十一日から二十八日まで水さらいの普請をした記録があるが省略する。

元禄四年（一六九一）に御巡視があるというので、五月に田島の役所から同心木下幸八・郷頭二瓶藤八郎の両名が命ぜられ宿所の修繕をした。そして平岡市右衛門・古川武兵衛・馬場右衛門八同勢三十人で当地を巡視、六月四日曹村泊り、五日に高森村御昼神の湯泊り、宮下村・大石村・野尻村・布沢村を廻村した。この案内をしたのは大谷組郷頭二瓶藤八郎と砂子原村名主久七郎であった。その後、の御上使御巡見の際の普請を挙げると、

宝永七寅年（一七一〇）

費用 九両二分 御役所から

人足 三百拾八人 内百六人大谷組

八拾人野尻組

七拾八人瀧谷組

五拾四人大石組

四月十七日御上使神ノ湯御入場

正徳三巳年（一七一三）

費用 郷村相談し総費用の三分の二は大谷組十六ヶ村、三分の

一は湯守清左衛門

人足 大谷組

六月十二日御上使同勢二十二人神ノ湯泊り

正徳六申年（一七一六）

費用 四両貳分八百六文 御役所から

三両壹分百八文 大谷・瀧谷両組

人足 二百拾八人 大谷・瀧谷両組

三月十七日御上使同勢二十三人神ノ湯御泊り

享保二酉年（一七一七）

費用 貳両貳百八文 御蔵入中惣村割

人足 貳百拾八人 大谷・瀧谷組

四月十二日御上使同勢一一四人御入湯

享保十二未年に至り湯小屋大破したので、郷頭山内吉右衛門が代官宛に普請について訴願した書状がある。次がそれである。

乍恐口上書之覚

大谷組砂子原村上湯之義慶長年中始而御公儀様御入用を以湯屋並湯守居屋迄御普請被成下候其後御入国以後両度之御建替両度之

繕御入用を以御普請被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候所々古家故及<sub>レ</sub>大破申候湯守義も至極困窮者故自力を以繕可<sub>レ</sub>致様も無<sub>レ</sub>御座罷在申候所先達テ大破之所當時ハ繕可<sub>レ</sub>成候哉委細逐<sub>レ</sub>吟味ニ可<sub>レ</sub>申上旨被<sub>レ</sub>仰付候テは當秋私罷越シ家中見分仕候所指根腐梁又首杯申候テ少も手を付候ハバ打返り可<sub>レ</sub>申様子ニ相見江申候至<sub>レ</sub>大破仕候得バ若大雪大風等之節ハ不時ニ禿<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申し難<sub>レ</sub>計奉<sub>レ</sub>存候前々御普請家之儀ニ御座候得バ於<sub>レ</sub>内証取済シ申儀も不<sub>レ</sub>罷成候只今迄之家半分ニも減り家作建替被<sub>レ</sub>仰付被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>願候得共御時節柄恐入奉<sub>レ</sub>存候間同年にも被<sub>レ</sub>仰付被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候 己上

未十二月

大谷組郷頭

山内吉右衛門

御代官様

江戸時代の神の湯についての資料は多くここに書き尽せないの以上で省略する。滝谷川護岸工事の際、いつの時代のものか湯舟の材料と思われる松板が発見された。明治初年から再度の銀山採掘により神の湯は繁栄するのであるが、明治二十八年閉山と共に凋落の一途を辿ったのである。昭和三十年頃までは廃屋に灯をかかげていたが今は屋敷跡も草に覆われ夢の跡が偲ばれるだけである。神の湯累代の墓石が観音堂跡地の近くにある。

## 二、下の湯温泉

下の湯は滝の湯から滝谷川の下流智仁荘に隣接し、静かなたずまいをみせている。下の湯の起源は古く発見年代は神の湯と共に養老元年とされている。『会津正統記』には、

「元正天皇養老元年丁巳会津大沼郡金山谷中丸邑の川端より温泉湧出る。号<sub>レ</sub>本湯<sub>レ</sub>後に下の湯と改む。中丸邑を後に五疊敷と改む」と記されている。享

和三年（一八〇三）

の「書上帳」にも、

「下之湯と申養老

元巳年より出申候」

とある。『砂子原養

老湯雜記』によれば

神の湯は「養老湯」・

「本湯」・「元湯」・

「上の湯」とも称し

下の湯は「本湯」・

「殿湯」（しんがり

の湯・しもの湯）と

称したという。これ

は発見年代が同じで



下の湯温泉

あり川の上流にあるのを「上の湯」と言い、「しんがり」とは「下」の意であるから「下の湯」と呼んだものであろう。下の湯と改めたのは『正統記』によれば貞和四年（一三三八）のことである。現在は字名も下の湯となっている。前記『正統記』に、

「後一条天皇寛仁二年（一〇一八）中丸邑の本湯に湯明神を祭る」とあるから神の湯と同年に奉祠したことになる。前掲『雑記』には

「下の湯殿湯享徳三年甲戌砂子原領主山ノ内信俊之時小屋ヲ掛ル」と記されている。山ノ内信俊は山ノ内河内守信俊であるが、享徳三年は一四五四年であり、享徳三年説は信憑性がない。山ノ内の祖が砂子原に来住したのが康正二年（一四五六）としているからである。

『正統記』によれば小屋掛はもっと古く、

「貞和四年……今年始めて立小屋守人住す」と記されている。

享保十七年（一七三二）の『大谷組村方目録』には、

「温泉一ヶ所是は下の湯とも元湯とも申候湯守善治郎」とあって更に、

「下の湯鎮守 湯泉神 薬師」

と記されており荒湯の名はみえない。荒湯は寛水二年（一六二五）に発見されたものであるが、享保年代にはまだ温泉という形がとられていなかったためであろう。

湯守善治郎とは山内善次郎信清のこの思われる。善次郎は神の湯の小屋掛をした山内清左衛門信能の子である。

湯泉神社があり、薬師如来が奉祀されていたことは明らかであるが現存せず、神社の規模は不明である。湯神として薬師如来を祭ることは「除万病得薬」の功德から一般に行われ後述する荒湯の温泉神社（現存）に本尊として薬師如来（現存）が祭られていることによっても理解できる。

文化三年（一八〇三）の『地志書上帳』には五畳敷の温泉二つとして下湯と荒湯が載っている。この頃には荒湯の小屋掛をしたことが判る。当時下の湯には湯小屋が東西二ヶ所あって両方共二間半に四間、湯壺は三尺に五尺であり特に眼病に効能ありとされてきた。

前掲『書上帳』には更に、

「小字下之湯本村より亥之方七丁ニ有之候家数二軒」

と記されている。字下の湯に二戸あってその一戸で温泉宿を営んだものである。五畳敷の猪俣嘉蔵氏の祖が字下の湯に住し昔は山ノ内を姓とし、明治初年に猪俣と改姓、大正二年の洪水に家屋流失し現在地に移ったと言われている。下の湯に住したことは嘉蔵家の墓所が通称湯の上（下の湯の上）と中学校寄宿舎付近にあることによっても判る。

幾多の変遷を経て明治を迎えるが、この頃は山ノ内為吉（当主の曾祖父）であった。

為吉が明治十二年に出した木賃宿営業願とその許可書があるので掲載する。

木賃宿営業願

一、木賃宿営業

兼業旅籠共営業

右者當七月より営業仕度候間御許可被成下度此段奉願上候

以上

大沼郡五疊敷村番地

願人 山内為吉 ㊤

戸長 猪俣安次 ㊤

明治十二年九月五日

福島県大沼郡長 木本 貞殿

郡担乙第七七七号(朱字)

書面願立趣聞届候条納期ニ至る成規之通税納可致事

但営業ノ看板へ検印方租課へ可申出事

明治十二年九月五日

福島県大沼郡長 木本 貞㊤

戸長猪俣安次は五疊敷猪俣静雄の祖である。源泉は湯小屋の東方十八メートルの地点、岩盤を二メートル掘削してある。以前の湯小屋の年代不明であるが二間半に三間で、湯壺は二つ六尺に四尺松の板であった。昭和二十八年に同じ大きさに改築された。湯の色は冬

季に湯花多くなり白濁する特徴がある。滝谷川の清流に臨んでいる。

昭和三十年頃二〇〇メートル下流に砂防ダム建設のため川床が三メートル上昇した。そのため昭和四十四年の大洪水には湯小屋まで浸水したが、復旧し現在に至っている。収容人員十五名、落着いた霧囲気に包まれ、出で湯の興を満喫できる。

滝谷川に架かる吊橋は、昭和三十三年前のものは栗材が用いられた同年コンクリートポールになり、四十四年の洪水に流出し、翌四十五年に架けられたのが現在の橋である。揺れる吊橋は出で湯の里に相応しく川面に光る銀鱗もまた一段と風情がある。

### 三、荒湯温泉

(大字五疊敷字荒湯)

柳津温泉の源泉とな

っている荒湯は、今は

源泉と湯泉神社に昔の面影が偲ばれるに過ぎ

ない。林道海老山線上

新田から東川(通称荒

湯川)沿いに約八〇〇

メートルの地点にある。

荒湯は温泉名であると

共に字名でもある。『風

土記』や『地志書上帳』



荒湯温泉

にも「小名荒湯」の名がみえる。

荒湯の歴史は古く、享和三年（一八〇三）の『書上帳』には、

「荒湯と申寛永二酉年より出申候」

とあり、寛永二年（一六二五）に発見された。『養老湯雑記』には寛永年中に小屋を掛けその後何の故にか「湯守清左衛門埋申候」とある。然し享保十七年（一七三二）の『大谷組村方目録』には温泉一ヶ所として下の湯はあるが、荒湯の名はみえない。文化三年（一八〇六）には字荒湯に家数二軒あったことは確かである。

温泉宿開業の年代は不明であるが少くも安永元年（一七七二）以前であったことは湯泉神社によって知ることができる。当時は湯小屋二ヶ所あり、共に二間半に四間、湯壺は東は三尺に一間、西は三尺に五尺の大きさであった。婦人病に功能ありと伝えられていた。

砂子原から五疊敷を経て荒湯を通り、松ヶ下銀山峠を越え高田に通ずる道路は県道で主要道路であった。銀山街道とも呼ばれていたが県道柳津小野川線が開削され、また林道海老山線の開通によって廃道となり今は村人が農作業に利用する程度で、知る人も少なくなった。往古より人馬の往来激しく、かつて本郷町に白土を運搬したのもこの道路であった。

五疊敷より北東一〇〇メートル街道の路傍に石像馬頭観音がある。弘化四年（一八四七）八月十五日村中講が建立、旅の安全を祈念したものである。更に荒湯に近くもう一基馬頭観音がある。年代不明大竹良友の名がある。おそらく湯守が湯治客のために建てたもの



馬頭観音堂

と思われる。

湯泉神社の近くに墓石あり文久元年（一八六一）七月建立、万歳九良兵衛の刻名あり、湯守かどうか不明であるが荒湯を知る手がかりとはなる。源泉は二ヶ所あった。荒湯川に沿って湯泉神社の近くにあるのを第一源泉としよう。その下流約七十メートルに第二源泉あり、荒湯温泉は第一源泉だけを利用していた。昭和初期まであった温泉宿は湯小屋に湯壺二つあり、宿は平屋杉皮葺間口十二間で五十〜六十人収容でき、離れ家は六畳二間の風流なものであったという。

昭和初期は大竹賢二が経営し、後金子卯吉が権利を受けたが旅館

経営はしなかった。第一源泉は崖崩れと川の流れが変わり今はない。柳津温泉は第二源泉を引湯したものである。荒湯の家屋を取り壊したのはその後のことで、今は土台石が見られる。

荒湯に前述のように湯泉神社がある。文化三年当時のものは二尺五寸に三尺の大きさであったが、現在のものは六尺に九尺の規模である。年代不詳、本尊は薬師如来で足利時代作と伝えるが不明、薬師如来は万病を治癒する仏である。堂内に一塊の石仏地蔵が安置されている。像高一五〇センチ、全高一七〇センチ。村人は「あま石地蔵」と呼んでいる。石灯籠は一基は倒壊し、他の一基の台座に明和九年（安永元年一七七二）・傘石に嘉永四年（一八五二）五月吉日の刻名がある。軽井沢銀山探鉱盛んな頃が荒湯の全盛時代であった。温泉の近くに金三茶屋があり、旅人の憩いの場であった。今神社は、夏草に埋もれ、昔の面影を残している。

明治二十年福島県立病院薬局長佐野高野之助担任分析表

一、川上湧出鉱泉は無色にして少しく白濁を帯び微にかん味を有し  
 硫化水素の臭気を放ち反応は中性なり其成分左の如し

硫化水素	〇・〇〇六八	炭酸全量	〇・三二
格魯兒	多量	珪酸	少量
		礬土	僅微
那篤倫	著明	加里	僅微
		固形分全量	四・五
温度	摂氏八十度	華氏百七十六度	(気温二十八度の時)

(註、『大沼郡誌』)

四、滝の湯温泉

『大沼郡誌』に、

「滝の湯は中ノ川に沿い中の湯の対岸に在り明治三十二年四月金子卯吉浴槽を設け旅館を建て浴客に便す」

と記されている。源泉の発見年代は古いと言われているが不明である。源泉は旅館の真向い五疊敷字下の湯の地内滝谷川を隔て三十メートルの地点三ヶ所から湧出するがその一ヶ所を引湯している。金子卯吉が五疊敷から権利を譲り受け旅館経営をはじめたのは明治三十二年であり、現在の建物もそれがそれである。当初の湯小屋は間仕切りして松板の浴槽二つあり、一つは客用



滝の湯温泉附近

一つは村人の便に供したものである。大正年代には広木喜一郎が管理したこともあった。大正二年の豪雨に滝谷川氾濫し、湯小屋に浸水更に流失の危険にさらされたが、危急の策によりことなきを得た。旅館に店舗が建てられ、新館の増築によって収容力は倍増し、湯小屋の改装、温泉神社も建立された。神社は旅館の一〇〇メートル後方の高台に鎮座している。前述の通り神の湯には寛仁二年（一〇一八）に奉斎した大沼郡六十二座に数えられた温泉神社があったが、大正年間神の湯の権利を譲り受けることによってその湯神をこの地に勧請し、大正十五年に建立したのである。

本殿方三尺、拜殿方二間の規模である。この神社建立に際しては砂子原は勿論、各温泉旅館からの協力を得、西山地内温泉旅館の湯泉神として奉祀したものである。今は滝の湯がその管理に当たっている。九月十五日を例祭としている。湯煙の温泉郷を見はかりその繁栄を見守っている。

『郡誌』には、

「弱塩類泉にして温度は入浴に適す。痲痺質斯・疝氣・胃病・脚氣・火傷・打撲傷・婦人生殖器病・皮膚病等に効あり」とし当時の分析表がある。

硫化水素 〇・〇一一 炭酸全量 〇・六  
固形分全量 四・八 温度 摂氏七十三度

華氏百六十二度四分

滝の湯の名の起りは滝谷川にあり、川の名を用いたといわれる。

川のせせらぎはまた一段と風情がある。川に架かる木橋が滝の湯の真向いにあったが腐朽したので、その上流三十メートルの地点に永久橋が架け替えられ、昭和四十二年十一月に竣工し「たきのゆはし」と命名された。開業以来旅客は勿論、諸会合にも多く利用されてきた。収容人員七十人。関東・宇都宮方面の旅客が多く、国道二五二号線と小出線の開通によって近年とみに新潟方面からの旅客が多くなった。

## 五、老沢温泉

五疊敷温泉と総称される中に老沢温泉がある。『大沼郡誌』には「老沢湯」としてその名がみえる。老沢川を隔て前記新湯温泉と対している。源泉発見の年代は不明である。

文化三年（一八〇六）の『書上帳』五疊敷村の項に温泉二つとして下湯・荒湯があり老沢の名はみえない。古老の記せる『砂子原史蹟考』に、

「菊地林吉温泉宿 屋を開業喘息の銘



老沢温泉神社

湯として売り出した」

と紹介されている。

老沢温泉は字老沢（地名）にあり、地名を温泉に冠したものとされる。旅館の傍らを流れる川を老沢川という。源泉は湯小屋から十メートル川岸にある二本松（夫婦松という）の下から湧出する。源泉は当初から殆んど手を加えていないという。源泉の土地は五畳敷十六人（共有権者）の共有であったが、菊地慶蔵氏が譲り受け権利を得た。菊地氏以前は柳津町郷戸の某が経営した時代もあった。湯小屋が建てられた年代は不明であるが、浴槽は当初から三つあった。木賃宿として開業したものであるがその看板は今はない。湯治客の九十％が喘息等呼吸器疾患で効能ありと言われている。

昭和三十一年の洪水には川床が低下し、湯量減少したが直ちに復旧した。現在の湯小屋は四間に三間あり、昭和三十三年に改築したものである。湯小屋に三尺に五尺の祭壇あり、湯神が祭られている。奉祀の年代不明、御神体は拳大の自然石である。これは源泉附近にあったものという。慶蔵氏の代に木造座像、像高十二・五センチ、全高二十七センチの薬師如来を勧請し奉安した。薬師如来は医事を司り衆生の病苦を救済する仏である。神仏習合の理想から神仏一体とし仏を神として祭ることは古来より行われた。荒湯の温泉神社の御神体が薬師如来であるのと同様である。靈験あらたかにして全快した湯治客が奉納する例が多い。以前は鰐口があったが、今は鈴がある。これは北海道の旅客が奉納したものである。

咽頭疾患に効能あるところから、郡山市の某氏は「痰切りの名湯」と名づけ「老沢の東おろしの名湯は病の根まで切れる正宗」と詠んでいる。湯神の祭りは旧三月十五日神に山菜を捧げ、上り旗を立ててお祝いする。湯煙の中に五反旗が翻える様は異様な感さえるが湯治の名に相応しいひなびた温泉風景である。

收容人員約五十名、県内・関東・北海道・長野方面の旅客が多い。

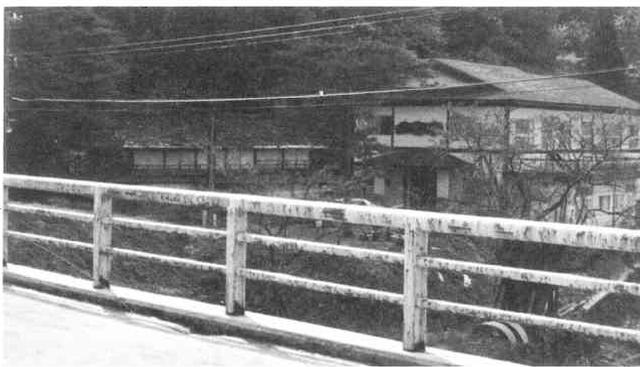
## 六、中の湯温泉

『大沼郡誌』に、

「中の湯は中ノ川の傍に在り明治二十一年原文輔

老沢川の岸より湯を引き浴槽を設け浴客に便す良質弱塩類泉にして温度入浴に適す。消化器病・眼病・呼吸器病・婦人病・皮膚病等に効あり。一つ橋を隔てて瀧の湯に対す」と記されている。

当主原八郎氏の祖父原文輔は会津藩の士族で会津若松市材木町に住していた。



中の湯温泉

戊辰戦争に敗れ、会津藩士の多くは斗南藩（青森県）に強制移住されたのである。原文輔も悲運に遭い移住地に在住すること二年、若松に帰り、後に砂子原に來住し、中ノ川・東川組合村の村長となつた。

老沢川の傍ら字長窪から温湯が湧出していたことは早くより村人に知られていたが、明治二十年発見とされている。原文輔は温泉経営に着目し、明治二十年九月、源泉の面積二歩と桶敷地を金二十一円で砂子原村より買受けた。当時の砂子原総代人は、金子弥惣次・小林吉十郎・菊地長七・金子和太郎・金子豊寿であった（契約証現存す）。

明治二十一年に湯小屋を建て浴客に供したのである。当時の湯小屋は二間半に三間半、浴槽は二つであった。中の湯の名称は、滝谷川の上流に神の湯（上の湯）があり、下流に下の湯があり、その中間にできたこの温泉を中の湯と言われる。

明治二十三年福島病院薬局長中島龜之丞による分析表がある。

温 泉 大沼郡中ノ川村

原 文 輔

無色清澄にして臭気なし（湯花に硫黄を含有する所を以て見れば多少硫化水素の臭気を有するならん）も貯法の不完全なる為め消散したるならん）かん味を有し、反應中性なれども蒸発したる後は稍強きアルカリ性を呈す。

固形分全量 三〇・〇二一

食塩多量 炭酸少量 硫酸少量 珪酸僅微 石灰僅微

苦土僅微 加里痕 鉄痕 良質食塩泉なり

明治四十二年の洪水により源泉埋没し、砂子原秋山馬次が約九尺掘削湧出したのが現在の源泉で、湯小屋の東方七十メートルにある。現在の湯小屋は昭和三十六年に改築したものである。湯小屋に湯神が祭られている。

以上は旧館についての記録であるが、昭和四十八年七月から新館が営業された。この源泉は滝谷川にある。昭和四十二年の滝谷川洪水に河岸流壊し、護岸復旧工事中湧出し偶然に発見された。分析の結果は旧館と異質であるという。

新築成り近代的な設備がなされ、近年とみに浴客が多くなった。

## 七、新湯温泉

老沢川を隔て老沢温泉に対峙して新湯温泉がある。老沢川は砂子原と五疊敷の境界線をなし新湯は砂子原、老沢は五疊敷の領界になる。

新湯の源泉発見は安永元年（一七七二）となっている。源泉は現在の浴槽の裏手四メートルの地点である。『大沼郡誌』には、

「新湯は老沢湯の対岸に在り安永元年八月の発見にして附近陶土多く産出す」



新湯温泉

と記されている。

発見以来どのような利用されたのか記録も乏しく不明である。新湯についての記録として最も古いのは嘉永六年（一八五三）のもので、砂子原村の各人と名主謙之助との間に取交した証文である。源泉の箇所は砂子原の共有地であったから開発についての条項を契約したものであ

る。全文を後記に掲げる。かくして温泉開発が進められたが、温泉宿として営業を始めた年代は不明である。新湯の名称は既に神の湯下の湯があり新しくできたこの温泉を新湯と称したものであろう。その当時のことであるから旅客の殆んどが木賃であった。旅人がまた農閑を利用した村人が憩いを求め、或は湯治に湯煙を浴びる長閑な風景が想起される。

『郡誌』には更に、

「疝氣・胃病・脚氣・水腫・眼病・婦人生殖器病・神経病等に効あり。泉質は無色にし白澱を含み、弱亜兒加里性を呈し、硫化水素の臭気を発す微にかん味あり其成分左の如し。

硫化水素 ○・〇〇六八 炭酸全量 ○・四八

格魯兒 多量 硫酸 少量 珪酸 少量 礬石 痕跡

石灰 少量 那篤倫 著明 加里 僅微

固形分全量 五・一五 温度 摂氏七十六度 華氏百六十八

度八分（気温二十六度ノ時）」

幾歲月の間に宿主も変り、当主広木喜平氏の祖喜一郎は、滝の湯温泉を管理した時代もあった。また新湯の権利が田島町永田渡部又左衛門にあったこともある。当主喜平氏が入居したのは昭和八年のことで、昭和二十三年に当主の所有となったのである。温泉組合が組織され、温泉の発展を指向しいろいろな施策もたされ、旅客も年を逐うて増加してきた。

いつの年代に建てられたものか不明であるが、改築前の湯小屋は二間に三間の規模で浴槽は二つあった。昭和三十一年の豪雨に老沢川が氾濫し源泉は流失して河原となり、侵蝕されて川床が低下した。旧館は現状のままに、原野を開削して屋敷とし、近代的な新館が建築されたのは昭和四十四年である。更に翌年には浴場が改築され二間半に三間半の規模となった。收容人員三十名。関東方面特に近年新潟方面の旅客多く、賑わいを呈している。

相渡申定証文之事

如

一、五置敷村境老沢橋元ニテ先年湯有<sub>レ</sub>之候処数ヶ年発徴相成居候処此度御手元ニテ切開被<sub>レ</sub>成度候ニ付村方へ御談事被<sub>レ</sub>成御座候処村中ニテ故障之義ハ無<sub>レ</sub>御座候間御勝手ニ御切開可<sub>レ</sub>成候尤当年ヨリ七拾年相至候ハハ老ヶ年ニ付金式両ツツ村方へ御差出シ被<sub>レ</sub>成候筈地所之義ハ永々御勝手ニ御支配被<sub>レ</sub>成候筈尤取究廉左之通

一、橋ヨリ上ハ御手元新田堰之揚口迄橋ヨリ下ハ丸山ヲ境トシテ踏立候間右丸山ヨリ□□ヲ通シ上マテ

一、後日ニ湯守御差出シ被<sub>レ</sub>成候節ハ草木並ニ焼畑開発被<sub>レ</sub>成候共右定ニ不<sub>レ</sub>拘其他之分ハ何連成共切取テモ一切故障之義ハ申間敷候

一、牛馬留置候節ハ野繫<sub>いた</sub>以多シ候テモ故障之義不<sub>レ</sub>申筈

一、御家中ヨリ御入湯之御仁御成被<sub>レ</sub>成候節御傳馬人足之義ハ村方ニテ継立候筈

一、橋ヲ普シ並ニ繕之義ハ御手元ニテ村方当分ハ御勤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候右之廉々村中熟談之上取究申候処毛頭故障之義無<sub>レ</sub>御座候間無御来ヲ永々御支配可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候為<sub>レ</sub>後日之村中連印仕其上組頭百姓代同印ニテ相渡候上ハ聊相違無<sub>レ</sub>御座候依<sub>レ</sub>之取究証文如<sub>レ</sub>件

嘉永六年

丑ノ二月八日

喜 藏 印

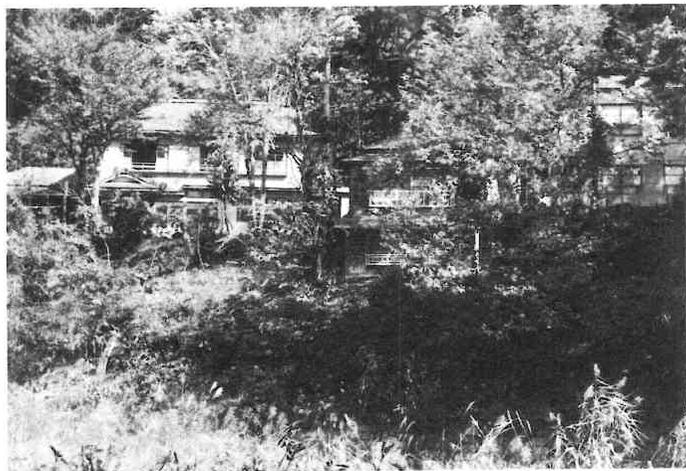
名主 謙之助 殿

- |    |     |      |     |      |    |     |      |    |    |      |    |    |     |     |     |      |    |    |    |
|----|-----|------|-----|------|----|-----|------|----|----|------|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|----|
| 小走 | 伊惣次 | 藤四郎  | 七藏  | 長左衛門 | 門藏 | 喜三郎 | 右左衛門 | 佐市 | 悦藏 | 惣左衛門 | 初藏 | 善藏 | 左重郎 | 米次郎 | おさき | 与三衛門 | 権七 | 嘉藏 | 菊松 |
| 組頭 | 百姓代 | 庄左衛門 | 傳重郎 | 仁左衛門 |    |     |      |    |    |      |    |    |     |     |     |      |    |    |    |
| 印  | 印   | 印    | 印   | 印    | 印  | 印   | 印    | 印  | 印  | 印    | 印  | 印  | 印   | 印   | 印   | 印    | 印  | 印  | 印  |

## 八、智仁荘

西山温泉に新しく登場したのが智仁荘である。智仁荘は下の湯に隣接し、清流滝谷川に瀟洒な影を宿している。智仁荘の由来は、四十年前会津坂下町小田切浩氏の別荘であった。

小田切氏は、会津坂下町において医院を開業「医は仁術」を信条とし、医業を通して社会に奉仕し、世の人の崇敬するところであつた。



智仁荘遠景

た。当時西山地区は全くの無医村で医師の検診を受けることは極めて困難であり、まして冬季積雪期においては危急時に救いの途もなく人命を落し涙することも屢々であった。これを察知された氏は病苦と闘う村人に救いの手を伸べようと別荘を改装して診療所の建設

を企画し、屋敷拡張工事に着手した。その工事中偶然にも岩盤から熱湯が湧出したのである。これが現在の温泉智仁荘に発展する源泉の発見であった。それは昭和十一年のことである。もっともそれ以前から流出していたことはその附近が湿地帯を呈し、葦が繁茂していたことによっても知り得たという。源泉は現在の湯小屋の東方十二メートルの地点にあり、その他箇所からも流出しているから掘削すれば湯量も多くなるものと思われる。診療所建設の後、昭和十二年には湯小屋を建て、三尺四方の浴槽を家庭用としていた。

「智仁」の由来は、医師は「知識人である」べきこと、医師は、「仁役を施す」べきことという医道の本領からの発想で小田切氏が診療所に冠した名称であった。小田切氏の後を受けた当主坂井フク氏は温泉開業を志し、昭和三十五年九月から温泉智仁荘として発足したのである。以前の湯小屋は方九尺浴槽は二尺五寸の三尺のものであった。昭和四十八年八月に湯小屋改築二間に一間半の規模近代的なものに変容した。別棟も建てられ教員の止宿多く教育談議が交わされている。

春は桜に秋の紅葉、常緑樹に包まれた清楚な館、木の間を通して見る滝谷の流れ水清くせせらぐ水の音は旅客の慰めとなる。

収容人員二十五名、関東・新潟方面の旅客多く賑わいを呈している。智仁荘の歴史は新しく今後の発展が期待されるところである。

## 九、五疊敷共同温泉

滝谷川沿いに下の湯温泉の下方約二〇〇メートルの所字下の湯の地内に五疊敷の村人に共同湯として親しまれた温泉があったが今はない。この地の温湯湧出も早くから知られていたので五疊敷村として関係機関に申請し、河川敷利用の許可を受け、昭和八年に建設されたものである。湯小屋は二間半に三間、浴槽二つあり建設年を記念して俗に「昭八温泉」と呼ばれていた。村人達は野良仕事の帰りに夕食後の湯浴みに利用し、憩いの場でもあった。

昭和三十四年、その下流に砂防ダムの建設により水位が約三メートル程上昇したため水没し、僅か二十五年にしてその姿を消したものである。

## 10、砂子原温泉

滝の湯温泉の上方二〇〇メートル、滝谷川の中央から多量の温湯が湧出していた。砂子原は川を堰止め、源泉を確保して引湯し湯小屋を建て浴場を経営した。これを共同湯と呼んでいた。湯小屋の大きさは三間に四間、浴槽二つあり、山帰りにまた夕食後の湯浴みに村人の憩いの場であった。混浴で長閑なひなびた温泉風景であった。昭和三十五年頃から各戸に風呂場を設けるようになり殆んど利用されなくなった。ここにおいて着眼したのは、温湯を引揚げ各戸に給湯するということであった。

この工事は昭和四十四年九月二十四日に完成、砂子原四十三戸に給湯するという画期的なものであり、これを砂子原温泉という。

遠く由来を尋ねれば、滝谷川河畔には至る所に温湯湧出し、幾千歳の太古より滔々と流出していた。名湯神の湯温泉の濫觴は遠く養老元年（七一七）であった。砂子原温泉の源泉は神の湯の流れを汲み、砂子原温泉の源泉は神の湯の流れを汲み、その下方三〇〇メートルの地点、湯質よく湯量豊富で「このお湯を村まで揚げられたらなあ」これが何十年來の村人の夢であり、また夢としか考えられなかった。しかし、月世界に人跡を留める現代これが実現出来ないことではない。村人の願望と期待は急速に高まり実現への歩みを踏み出した。そして完成した。夢はここに現実となったのである。その経緯を振り返ってみよう。

村全戸に分湯することは稀なことであり、全国的にも二ノ三を数えるに過ぎないために、この大業は慎重を極めた。

先ず、昭和四十三年度中源泉確保（第一源泉毎分一〇〇リットル第二源泉毎分八十リットル、温度摂氏八十五度）の工事を行い、温泉委員として金子東逸・金子幸七・野谷竹吉・金子繁の四氏が委嘱され、長野県諏訪温泉を現地視察し、成功の自信を深め、次いで昭和四十四年温泉開発委員会を構成した。委員長菊地寅男、委員金子東逸・金子幸七・榊原善輔・小林善美・箕田州衛・小林保・大石茂・野谷竹吉・菊地七重・金子繁。

委員会は開発に係わる一切の推進母胎で周到に事を運び、業者と

の交渉・資金捻出の方策等、極めて精力的に活動し総合の議を経て進捗、当初居平に揚湯（源泉から居平まで七十メートル）鎮守の森に貯蔵タンクを設置し、落差式給湯を考えたが結局ポンプによる揚湯圧流方式をとり全戸給湯とした。このことが世に伝わると、新聞テレビによって宣伝された。

工事費

温泉配管工事 七〇〇万円

土木工事 二三五万円

既設工事 五〇万円

協力人夫 一戸五人役

とし、工事施工者は、温泉関係・東京温泉株式会社、土木関係・大石建設株式会社を指名、昭和四十四年六月二十九日施行契約を締結七月一日起工、竣工を八月末日とした。

これに先立って資金について協議、「よしが沢」に植栽された共有杉四〇〇本を売却しこれに充当することとした。これは年数八十有余年を経た近郷稀にみる美林で、郷土の先人が村の一朝有事の備えとして撫育したもので、当時を知る者は古老数人である。社会保障制度が整備された現今、これの代替として各戸保険加入を前提として入札、入札者二十一名、新潟県本間清治が落札した。

工事は順調に進捗したが、竣工を目前にした八月十二日、二日前の十日から降り続いた豪雨は無惨にも第一源泉を流失埋没し、その形骸さえ留めなかった。呆然自失の状態であったが、かろうじて形

を残した第二源泉を補強することとし、工費三十七万円を追加計上湯量は止むなく半減したが工事続行、この間、東北電力株式会社・大竹電機工業所の協力を得、電気工事・土工・配管等施設され、工期は延期されたが九月二十三日初めて各戸に給湯、毎分二リットル溜々と流れる湯煙に歓声が湧いた。それは奇しくも彼岸の中日で、故人も画期的な事業の完成を祝してくれたであろう。翌九月二十四日祝賀式挙行、「砂子原温泉」と命名した。

ここに古老の喜びの文を伝えよう。

「(前略)いよいよ工事が完成してお湯が浴槽に溢れ、入浴した時は夢ではあるまいかと疑う程の喜びでありました(後略)」

と、また古老は、

「世の中は日一日と変ってきて、今や空中ステーション・海中市街などの建設も唱えられる有様でありますから、湯が揚がったからとて有頂天では済まないと考えます。これを契機に砂子原を磐石の基礎に立つよう万全策を講じて頂きたい」

とも述べている。その後運営機構・規約制定等、今後の管理運営方策を樹立した。

規約第一条には、

「名湯神の湯温泉の支流を源泉とする良質のお湯を各戸に給湯して、村人の健康の保持と体力の増進を図り、産業・文化の発展を期し、先人の偉業を感謝しつつ物心両面の豊かさを保ち、平和な住みよい郷土を築くことを以て目的とする」

と取られている。単に入湯に止まらず、営農に産業振興の一助とすることが温泉開発の目的とするところであって、今後の管理運営に万全を期さなければならぬ。発展の基盤となることを希うものである。

幾千歳川に流れて掬いなく

知る辺の手操りに今ぞ世に出む

(金子豊記 八十五歳)

前記の共同湯は高温多量でありこれの利用が考えられた。それは老人ホームを建設し引湯することであった。昭和 年滝の湯の近くに西山地区厚生会によって老人ホームが建てられ引湯、浴槽一つ、老人の語らいの場であり諸会合にも利用されている。

また、西山中学校には寄宿舎があり、多い年は生徒一二〇名が止宿するという県下で最も規模が大きい。昭和 年鉄筋三階が建築されこれに引湯した。温泉付きの寄宿舎は他に例をみないものであり、生徒は嬉々として寄宿生活を営んでいる。更に昭和四十九年には診療所に引湯された。かつての共同湯がこのような形で社会福祉に貢献することになったのである。

以上西山地区の温泉について述べたが、砂子原温泉は村発展の基盤となるであろうし、西山温泉は、温泉組合の今後の活動が期待される。ある当主は、ボーリングによって湯量を増しこれを分湯することも考えられるという。旅客が入湯にとどまらず、目的をもって

来遊する策はないだろうか。霊峯博士山の登山道の整備、砂子原向い山の開発、県道の整備等によって往来は繁くなるであろう。それに伴ない観光施設も考えられよう。それは地区の発展にもつながることであろう。

## 二、柳津温泉

「荒湯」の項で述べたのであるが、荒湯には東川(荒湯川)に沿って温湯湧出口が二ヶ所あり、仮に上方を第一源泉、その七十メートル下方を第二源泉とすると、荒湯温泉が利用していたのは第一源泉であった。昭和初期までは大竹賢二(県会議員)が経営し、のち金子卯吉(県会議員・砂子原出身)がその権利を譲り受けたが旅館経営はしなかった。第一源泉は崖崩れによって埋没し、第二源泉は放置されていた。この第二源泉に着目し、その開発が考えられたのである。

約十一キロの出倉まで引湯に成功したのは昭和十一年のことである。出倉までの途中、中野に分湯し鈴木吉衛門が昭和館を建て温泉旅館を経営した。当時出倉には、春江荘・小川屋・荒湯・田部館の四軒の温泉旅館が経営されるに至った。着湯温度最高摂氏五十度、最低三十二度、毎年四月二十日から十一月二十日頃までは加熱不要、夏季は給水しなければ入湯できない程であった。しかし昭和十八年頃から引湯路線パイプ老朽化甚だしく故障続出し、加うるに戦時中のため補修資材購入困難と男手不足のため充分な修理ができず、温

度低下著しく加熱が必要となった。それに加えて昭和二十年三月、春江荘が軍需工場として強制買収されるに及び、温泉が衰微したのである。昭和二十八年柳津発電所建設に伴ない温泉の権利は会社に移り、東北電力会社の手により源泉からの全面改修が行われた。この工費は四千万円を要したという。次いで翌二十九年柳津まで引湯され、柳津温泉開発組合が結成され、改修工事完成と同時に町役場に移管されたのである。そののち、町と開発組合の共同出資により経営されたが、昭和三十一年七月十六日の豪雨により源泉から柳津までの引湯資材すべてを流失した。昭和三十五年頃、県地方課より赤字経営は地方公共団体として好ましくないとの指導により、町は議会に諮り、開発組合に移管一任することとなった。昭和三十五年開発組合は、源泉から柳津までの全面改修を施し、十二月再び柳津に引湯された。着湯温度三十五度、八月の温度四十六度である。以降柳津温泉として宣伝され、温泉旅館軒を連らね、只見川の清流一帯は県指定公園となり、風光明媚にして訪れる観光客は後を絶たない。虚空蔵尊を中心とする信仰の町であると共に、観光の町として世に知られ、その発展が期待されるのである。

今その湯元第二源泉は、外径一・五メートル四方、内径一・〇メートル四方、深さ二・三メートルの貯湯槽に熱湯が音高く湧出している。かつての荒湯温泉は、かくして柳津温泉へと変貌し発展したのである。

西山温泉の湯脈は広大高温多量で、地熱発電開発の可能性は大き

いと推定されている。

しかしこの地方は、昭和二十六年三月二十七日只見柳津県立自然公園に指定、更に昭和四十一年十月十四日公園計画特別地域に指定されている。公園計画の中に、

「柳津温泉は西山温泉附近より十二キロメートル余を引湯し、旅館七棟、対岸の丘陵は瑞光寺公園といわれ、都市公園に指定されている。西山温泉は柳津温泉より西南へ十二キロメートル。旧西山村滝谷川の溪流に沿って温泉宿舎が建てられた静かな保養温泉場として親しまれている」

と紹介されている。

企業側から地熱発電開発のための本格的な試掘調査の要請もあったが、将来の展望が立たない現在態度を保留している。エネルギー資源の開発か環境保全か、その接点をどこに見出すかが今後の課題となることであろう。

#### 柳津温泉の経緯

現在柳津は信仰の町・温泉の町として宣伝されているが、温泉郷を形成するに至った経緯を振り返り、功労者小川虎吉の名を書き留めなければならぬ。

中ノ川村大字五疊敷字建曾根（荒湯）に湧出する温泉に着目して引湯を企画したのは小川虎吉であり、大正六年初めて温泉引湯計画を主唱した当時は、一般民は無暴であり空想であるとして嘲笑する

有様であった。氏はこれの実現を期し大正十四年七月十二日、久保平吉・小野寺利佐治の両名を甲とし、小川虎吉・藤田喜久乃・菊地伊之吉・金子卯吉の四名を乙として、「柳津温泉事業に関する契約書」を締結、事業資金は三十万円で着工されたがこれは失敗に終わった。次いで大正十五年六月六日、柳津地方発起人小川虎吉と笹川十九を甲とし、東京発起人小崎猛彦を乙として「柳津温泉株式会社」を設立し、同日小川虎吉・笹川十九・小崎猛彦と東京都安藤能宣同遊佐良平を乙として温泉工事請負契約を締結した。

この契約によれば、五疊敷内より柳津村字安久津に至る間、送湯管延長五、八〇〇間、隧道八ヶ所延長四五六間、工事請負総金額十七万七千円であった。工事期間は大正十五年七月三日から大正十六年六月三十日までとしたが、この事業も成功するに至らなかった。

第一回の工事に失敗し第二回の工事にぞ折したが、氏の本事業実現にかける熱意は強く、昭和二年五月六日、東京都の藤田組鈴木保蔵を乙として工事請負契約をした。工事内容は送湯管延長五、二〇〇間、隧道九八八間、工費十七万七千四百二十円、昭和二年五月二十日着工、昭和三年五月三十日を工期とし、氏は再び藤田組との間に「柳津温泉株式会社」設立の契約を締結した。本事業の遂行には円蔵寺住職沖津堪宗及び柳津村長小ノ川村増井彦松が関与し、当時の県議金子卯吉の協力のあったことはいうまでもない。

昭和九年頃柳津温泉興業株式会社が設立され、福井県春江町出身の島崎正一が社長に就任し、温泉の権利が譲渡されたのである。工

事の技術陣としては、栗山信一（福井県出身台湾総督府勅任技士）が推された。栗山氏は台湾ラジオ放送局の真空管断熱材（保温式）を発明した人であるが、これを引湯線の保温に使用することとし、柳津温泉が候補に挙げられた。この断熱材を被覆利用し約十一キロメートルの出倉まで引湯に成功したのは昭和十一年のことである。小川虎吉が始めて引湯を提唱してから二十年の歳月を経たのである。氏が全財産を投じた半生に亘る一大絵巻でもあった。当時の人が氏の儀業を賞し、

村里のためありがたや引きし湯の

あつきは君のこめし真ごころ

と讃辞を贈っている。温泉町柳津は氏の労苦を記憶しなければならぬ。

昭和十二年十二月十五日、福島県衛生試験所主任衛生技師高橋猛の温泉分析によると次の通りである。

#### 柳津温泉分析表

本鉱水ハ其集成ニ於テ壹キログラム中次ノ塩類ヲ含有スル溶液ニ概略相當ス

クロールカリウム	〇・一七九四グラム
クロールナトリウム	二・二四九七グラム
硫酸ナトリウム	〇・三二四三グラム
重炭酸ナトリウム	〇・四八五一グラム

重碳酸カルシウム ○・一六〇六グラム

重碳酸マグネシウム ○・二二八七グラム

重碳酸亜酸化鐵 ○・〇〇九九グラム

メタ珪酸 ○・一三五六グラム

硼酸アルミニウム 痕跡

右記定量分析ノ成績ニヨレバ本水ハ弱食温泉ニ属ス依テ之ニ適  
應スル医治効用ノ概要ヲ掲グレバ左ノ如シ

「浴用効能」

外傷性諸障害・慢性筋及関節リウマチウス・慢性湿疹・ヒス  
テリー及神経衰弱・軽度の背髄病・中枢及末梢性麻痺・婦人  
生殖器の慢性諸病・慢性撰護腺炎・諸病恢復期・腺病質

こうして元湯荒湯から、巨額の経費と相当の年月を要して、しかも湯温の遞減を極力防ぎ、延々およそ十二キロメートルを松桶を用いて引湯に成功した。只見川右岸段丘上の出倉北山までである。ここは只見川を眼下にし、遙かに日本三虚空藏堂を真正面に拝する適地である。ここに四温泉宿が営業をはじめた。小川屋（小川虎吉）春江荘（渡部吉二）柳泉館（田部伝作）荒湯（大竹琴）である。こうして柳津の観光と商業に一大エポックを作り、「温泉の町・信仰の町」のキャッチフレーズはこのときにはじまり、四季を通じて浴客は列をなした。宿の外欄干にかけた手拭いのゆらぎは、なんともいえぬ旅人の心に温泉ムードを印象づけた。

春は花と若葉の薫と山菜、夏は青葉と魚釣り、秋は満山錦秋の眺めと茸狩り、冬は雪見酒と慰安に興を副うなど、ここに柳津の風格は一変した。しかし病患の人も湯治として来訪する人も少なくなかった。元湯荒湯の効験が著しいことをすでに体験済みであったためである。

このとき四人の宿主は、ここに湯神を祭り、いままで元湯まで登って奉謝するより、ここに「温泉神（ゆじん）」を祭ろうとはかり社地を選んでその所有者齋藤留五郎氏に交渉したところ、聖地になるのなら出倉の発展のためと寄進を申出られた。よろこんだ四人は地鎮祭をすまして、基礎工事を長谷川常八氏に依頼したところ、神社のことならと快く一切の寄附を申出られて完工した。そして信仰者の心も加えられ、昭和十六年立派にみ堂は落慶した。

翌昭和十七年六月、いよいよ本尊勧請を行った。新潟市瑞光寺（山）に信仰されていた薬師瑠璃光仏を賜わることになった。小川虎吉は本尊迎えに新潟市に赴き、如来像を白絹に納めて背負って帰り、六月ここに勧請は恙なくすんだ。本尊は寄木造りの薬師立像で法量六十七センチメートル、左手に薬瓶を持ち、右手施無畏印で第一指と第四指接印のお姿である。「柳薬師如来」と尊称することにした。温泉神は全国的に薬師如来奉祀が通形である。昔の温泉が現代と異なり、専ら病患を除き健康を増進する湯治の性格が強かったため、薬師如来の御利益と一致していたからであろう。いまは温泉レクリエーションの歓楽場と変ってきた。

ここに奉祭して、旧四月八日を縁日とし、出倉北山地区は勿論、本村及近隣の善男善女の参詣者も多い。堂内に信仰者寄進の吊提灯祈願幡・供物・香花がいつも供えられてある。小さい林の中の静寂な地のこの薬師堂は、柳津地区温泉の発祥の地として、素朴なままのこのたたずまいを永く遺さねばならない。やがて史跡としての価値を持つことになる。なお、近く元湯にある「湯神石」もここに祀りたい願いがある。

こうして温泉が柳津虚空蔵尊の近くまで引湯されたため、内湯旅館も多くなり、近代的な明るい旅館経営が営まれ、春は花見と山菜の山、夏は深緑の只見川清流の散策、秋は全山錦繡の壮観の中の芋煮会・たけ狩り、冬は白雪皚々を眺めての雪見酒、またはスキーに雪煙をたてて豪快なスポーツをたのしむために来町する人が年々多くなった。現在は左のような温泉旅館がある。

〔柳津地区〕

鈴木旅館

(鈴木伊左美経営主)

月本旅館 (月本 ハル経営主)  
 滝のや旅館 (塩田 保恵経営主)  
 内田屋旅館 (内田 太郎経営主)  
 あづまや旅館 (東 広経営主)  
 みなとや旅館 (小林 正平経営主)  
 その他、民宿やめや(山名睦)、その他の旅館も多い。

〔西山地区〕

滝のゆ旅館 (金子 純夫経営主)  
 中のゆ旅館 (原 八郎経営主)  
 下のゆ旅館 (山内 経営主)  
 新湯旅館 (廣木 経営主)  
 老沢旅館 (菊地 経営主)  
 尚、西山地区砂子原集落は、全戸(四十三戸)へ温泉を引湯しているの、将来事情の変化によっては、民宿のはじまるのも絶無とはいえない。